

令和7年第1回美祢市議会定例会会議録（その3）

令和7年3月14日（金曜日）

1 出席議員

1番	三善庸平	2番	竹下駿
3番	井上敬	4番	石井和幸
5番	山下安憲	6番	末永義美
7番	藤井敏通	8番	戎屋昭彦
9番	杉山武志	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	竹岡昌治
15番	村田弘司	16番	荒山光広

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	寺埜真輔		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	清水良一
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	佐々木昭治
地方創生監	佃侑祐	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
会計管理者	中嶋一彦	教育委員会事務局長	千々松雅幸
上下水道局長	早田忍	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	中野秀爾	総務企画部次長	古屋敦子
総務企画部次長	落合浩志	市民福祉部次長	佐々木靖司
建設農林部次長	中村壽志	病院事業局管理部次長	古屋壮之
デジタル推進部 デジタル推進課長	竹内正夫		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

5 井 上 敬

6 竹 岡 昌 治

7 三 好 睦 子

8 戎 屋 昭 彦

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本日、配付しているものは、議事日程表（第3号）の1件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、御協力願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、山中佳子議員、竹岡昌治議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問順序表に従い、順次質問を許可します。井上敬議員。

〔井上 敬君 発言席に着く〕

○3番（井上 敬君） おはようございます。健政会の井上敬です。一般質問発言通告書に沿って、質問をさせていただきます。

まず、昨年の12月議会において、高校生の通学支援について質問をさせていただきました。その際、高校生の通学支援は、私立高校と公立高校のバランスがあるため難しく、美祢青嶺高校の生徒が乗るあんもないと号も受益者負担の考え方からどちらとも難しいということでした。

市長は私の質問の答弁の中で、県内の市長会でも高校生の支援には賛否両論あり懸案事項となっていると、支援をすることで、市外に出てしまうのではないかという意見があるとのことでした。

私もその後いろいろ考えましたが、県内市町でもそれぞれ状況が違うと思われま

す。

例えば、山口市、宇部市、周南市、下関市などの都市部では、高校生に通学支援を行わなくても、ほとんどの中学生が市内の学校に通ってくれるでしょう。そういったところは、むしろ支援がなくてもよいかもしれません。

しかし、美祢市においては、高校は私立と公立の2校だけ、高校進学を考えると、自分がどこの高校に行こうか、自分はどこであれば合格できそうか、将来、

何をしようかと考えながら選びます。通学がどうかということなんて中学生は考えていません。初めから市外の高校が選択肢に入っているわけで、美祢市としては、市内の2校に通ってほしいという思いはあると思いますが、そこは数ある選択肢の中の1つでしかありません。

そんな状況で、通学が大変であると先輩方から話を聞いた若い親御さんたちは、小学校に上がる段階で、もう山口市など、交通の便利なところへ引っ越してしまう方などもいるということです。寮のある学校を選んだり、高校の近くにアパートを借りて3年間だけ暮らすというような家族もあるそうです。それほど美祢市に住んで高校に通うということは大変だということです。

ですから、ぜひ市長の決断で、高校生の通学支援を美祢市はやりますよと言っていただきたいと思います。

市内から美祢青嶺高校に通う生徒は、あんもないと号片道200円、往復400円、月25日としても1万円程度です。ぜひ、そのぐらいは支援をしてあげてほしいと思います。

公立高校・私立高校の兼ね合いとかではなく、受益者負担がどうかとかではなく、美祢市に住む全ての高校生を支援するということで考えていただきたいと思いますが、美祢市に住んでも、高校には安心して通学できますよというアピールになると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 井上議員の御質問にお答えいたします。

昨年の定例会の一般質問におきましても、人口減少対策の1つとして、高校生の通学支援の御提案をいただきました。

その際、定住促進の面から、市外高校への通学の負担軽減は検討すべき事案であると考えますが、独自でスクールバスを出されている私立高校との公平性、市外への通学に定期代を補助した場合、市内高校へ通う学生との格差を考慮する必要があることから、あらゆる視点、観点からの検討が必要だとお答えしております。

井上議員のおっしゃることはごもつともだと思っておりますし、私も多くの高校生の親御さんから、そういった御意見もいただいているところでございます。

子どもたちにとって、進学先の高校の選択は、その後の人生を左右する大きな選択になります。その上で、市外高校への進学を希望される場合は、通学時間や定期

券代、送迎等、保護者の負担は大きくなるものと思っております。

今、都市部の高校のお話をされたと思いますけど、今やっぱり山口県においても、全国ですね、どこでももう行く、通う、高校を選んで、遠くまで寮に入ったりというのが実態でございます。

今、山口県では御案内のとおり、県立高校の再編整備をどうするかということも、懸案として上がっているところでございます。

そういったものを加味して、市内の美祢青嶺高校、成進高校は、学校の魅力化や積極的な地域貢献活動、そして中高連携教育などを実施され、また、市内企業や事業所、市内事業所にとっても、人材確保の観点からも、本市においてはなくてはならない存在であり、市外高校への通学支援策によって、市内高校の存続や教育環境に少なからず影響を与えるものというふうに思っております。

したがって、現時点では、本市といたしましては、まずは市内高校の魅力化や通学手段の利便性の確保、地域における最適な教育環境の充実を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 通学支援があるから市外へ行くという考え方ではないと思うので、美祢青嶺高校の魅力を上げるというのは大事なことだと思うんですが、ぜひ検討してほしいと思います。

特に、公設塾minetoには多くの予算が使われています。高校生版minetoも始まりました。mineto自体はすばらしい取組だと思いますが、まずは、高校生に対しても基礎的な支援を先にやってからだと思いますので、優先順位をしっかりと検討していただけたらなと思います。

次に、障害を持つ子どもの放課後デイサービスについてお伺いします。

まずは、日頃から障害のある方に対する支援をいろいろな面でいただいていることに感謝申し上げます。今後ともソフト面、ハード面ともに障害のある方への支援が行き届いているまちだと言われるように、支援のほうよろしく願いいたします。

さて、これも12月議会で質問した際、放課後デイサービスについて、どのぐらいの需要があるかを調べる二次調査を行い、今後の取組を検討するとお答えをいただいたように記憶しますが、その後の調査結果と今後の見通しについてお伺いします。

○議長（荒山光広君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 放課後等デイサービスに係る第2次ニーズ調査の結果についてお答えいたします。

昨年12月に実施したこの調査は、市内小中学校の特別支援学級、通級指導教室、通級指導教室幼児部、コアラハウス及び宇部総合支援学校美祢分教室に通う児童生徒の保護者を対象に実施し、42人から御回答をいただいております。

42人のうち、既に放課後等デイサービスを利用されている方は16人、そのうち8人が利用日数の増加を希望されています。

また、サービスを利用されていない方は26人ですが、そのうち19人は利用を希望すると回答されています。

さらに、希望するサービス利用料については、月当たりで利用されている方の増加希望が53日、利用されていない方の利用希望は235日であり、合計288日という結果となりました。

これは、10人定員の市内事業所の利用料が月当たり約180日で推移しておりますことから、同規模の事業所が別に1.6か所必要という試算となり、サービス利用ニーズの多さについて、改めて具体的な数値として把握できたところです。

今後の見通しについてであります。今回の調査結果を受け、利用ニーズに対応するためには、市内で運営されている1事業所の施設拡張、または新規事業所の開設が必要と考えており、現在、市内で放課後等デイサービス事業を運営されている法人への説明のほか、新たな事業所の開設を働きかけることを予定しております。

既に、今月3日に市内社会福祉法人を対象に説明会を開催し、今回の調査結果に加え、サービス給付費の実績や対象となる児童生徒の年齢構成の推移等について、整理した資料を提供したところです。

今後は、事業所開設を検討する意向がある団体に対して、必要な調整や支援を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） ぜひともしっかりと進めていってほしいと思います。

障害のある子どもを持つ家庭は、健常な子どもさんのように、お友達と遊んでおいてねとか、お留守番しといてねとかができないので、放課後デイサービスに頼る

ところが非常に大きく、仕事をする上でも欠かせません。市内に1事業所しかなくいつも定員がいっぱいなので、ぜひ強力な支援を——推進をよろしく願いたいと思います。

次に、通告の5番目の質問のほうを先にさせていただきたいと思います。

出張所の業務の見直しについてですが、この後からの質問で、新しい課の新設などを提案したいと思っていますが、そのための人員の確保のため、出張所の業務の見直しについて考えてみたいと思います。

以前より、公民館出張所の人員の見直しをしてはどうかという提案をさせていただいていますが、やはりネックとなるのは、住民票や印鑑証明などの発行業務である出張所業務があるため、現状の職員2名体制の形をなかなか変えられないということでした。

赤郷地区では、出張所のある公民館の建物に郵便局が併設されたことで、その業務を赤郷郵便局へ委託することで、2名いた職員を1名減とし、職員である公民館長と複数の地域から集落支援員を選び、交代しながら公民館長と2名で業務を行っています。

ここで提案なのですが、実はこの形は、出張所と郵便局が併設しなくても可能なのではないかと考えました。

現在、美祢市内では、大嶺郵便局と山崎郵便局が既に出張所の業務を行っているということを聞きました。そこから考えると、業務委託が可能であると思うのは、美東町では綾木、真長田、秋芳町では岩永、別府、嘉万、旧美祢市では於福、厚保、豊田前の8出張所です。

全てを一斉にというわけにはいかないかもしれませんが、市民の理解が得られれば、郵便局へ出張所の業務を委託していくことにより、出張所の職員の数を減らし本庁の人員を増やして、新たな課をつくることなどもできるのではないかと考えました。

本来、出張所、公民館の業務は各地域の中心であり、地域を盛り上げるために重要な拠点であることは十分認識しています。

しかし、正規の職員が十分に確保できず、会計年度職員にかなりの人員を頼っている状況を考えれば、ここは地域から集落支援員などの力を借りて、資金面ではしっかりサポートしながら、地域は地域で動かしてもらい、本庁の業務を正規職員で

しっかり動かしていくという形が取れるのではないかと考えましたが、いかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 赤郷郵便局は、赤郷交流センター内に移転したことに伴い、各種証明書の発行事務や様々な届出、申請の受付事務など、出張所業務の一部を委託したところであります。

一方で、大嶺町奥分の大嶺郵便局及び大嶺町北分の山崎郵便局は、戸籍や住民票等の各種証明書の発行という特定の事務を委託したものであり、出張者がいない地区であることから、地域住民の利便性は向上したものと考えております。

大嶺、山崎両郵便局のように、他の郵便局にも出張所業務を委託し、出張所職員の体制を見直すことにより、本庁の人員を増やして新たな課を設置することはできないかとのお尋ねであります。現在、両郵便局に委託している業務は先ほど申し上げたとおり、各種証明書の発行など特定の事務であり、出張所の業務はそれ以外にも各種申請・届出書類の受付や市税、使用料等の収納など多岐にわたっております。

したがって、全ての業務を郵便局に委託することは、業務の内容の整理、精査を行う必要があり、現時点では困難であると考えております。

総務省からは、過疎地域等において、窓口事務を含む行政サービス、住民生活支援サービスを郵便局に委託した場合の初期経費の支援が示されており、また、本市では、市内郵便局と包括連携協定を締結しておりますので、定期的に行う連絡会議において、郵便局の活用に関し協議を重ねております。

なお、井上議員から集落支援員についての御発言がありましたが、集落支援員の役割は、地域の維持・活性化に向けた取組を行うものであり、集落支援員に出張所の業務を行わせることは、制度上、想定されておられません。

昨年12月定例会において、井上議員から公民館職員の配置に関する一般質問がありましたが、その際にもお答えしたとおり、出張所と出張所が併設されている公民館の運営体制を変更することは、まずは地域住民の理解が不可欠であると考えております。

出張所が提供する住民サービスの水準を維持するとともに、公民館の役割である社会教育の振興や地域社会の基盤構築・活性化、さらには地域における各種団体の

活動支援など、多角的な視点での検討が必要になります。

いずれにいたしましても、限られた職員数でありますので、議員の御提案もつともなことと受け止めております。

今後とも、効果的な人員配置となるよう、また、各地域の実情や実態、御意向等を踏まえながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 大嶺郵便局、山崎郵便局の業務をしっかりと把握しませんでしたけれども、簡単にそんなにすぐに併設してない郵便局に委託することは難しいということでしたけれども、美祢市は面積が広く、出張所がやっぱり数が多いということで、ここを見直していくことができればですね、職員の配置も考えて見直していくことができるかなというふうに考えたんですけども、もちろん集落支援員に対して、出張所業務をやらせるということは私も考えておりません。

公民館だけのパターンになったときに、それが活かせるのかなというふうに思ったんですけども、で、赤郷公民館で、今集落支援員が5名いらっしゃるんですけども、本当は1名という形でいこうと思ったんですけども、なかなかしっかり1人の方を確保できないということで、5名、日にち曜日を変えながら、午前午後で交代しながらやってるんですが。

実は、これが逆にたくさんの方が集落支援になってもらったことで、地域の活動のときにすごく活躍してくれる、逆によかったというところもありましたので、こういう形で出張所の業務を見直すことができ、公民館単独になったときに集落支援が活躍できれば、今から地域、昨日も質問がありましたが、地域を動かしていく団体をつくる際にもすごく活躍してくれるんじゃないかなと思いますので、いろいろ難しいところはたくさんあるかもしれませんが、今後、検討していただけたらいいなと思います。

次に、3つ目の質問ですけれども、デジタル推進課についてです。

デジタル推進課という名前を上げて取り組まれているのはすばらしいと思うんですけども、その業務内容について、若干気になりましたのでお伺いします。

現在のデジタル推進課の主な業務は何がありますでしょうか、お願いいたします。

○議長（荒山光広君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） デジタル推進課は、本市におけるデジタル技術の活用を推進し、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため多岐にわたる業務を所管しておりますが、住民の利便性向上と地方行政運営の効率化の観点から、国が強力に押し進めている自治体情報システムの標準化・共通化、いわゆる20業務の標準化に適切に対応する必要があることから、令和3年の4月に設置をしたものです。

主な業務といたしましては、DX、デジタル・トランスフォーメーションのことでありますが——の推進があり、行政手続のオンライン化や庁内業務のデジタル化、データ活用による行政の効率化を進め、市民にとって利便性の高い行政サービスの実現を目指しているところでございます。

次に、行政改革に係る業務についてです。

デジタル技術を活用した業務の見直し、また組織の効果を図ることで、持続可能な行政運営の実現に取り組んでいます。

それから、また広報広聴においては、市の魅力や施策を効果的に発信するとともに、市民の声を行政に反映させるための取組を推進しております。

加えて、地域情報化施策としまして、ケーブルテレビを活用した市政情報の提供、ICTを活用した地域コミュニティの活性化支援など、地域に根差した情報発信基盤の整備にも携わっております。

デジタル推進課がこれらの業務を一元的に担うことで、市政全体のデジタル化と業務改革を連携させ、より効率的な施策の推進が可能になると考えております。

特に、DXの推進と行政改革を一体的に進めることで、単なるシステム導入にとどまらない業務の根本的な見直しが可能となり、市民サービスの向上や職員の負担軽減が大いに期待をされるところでございます。

それから、また、広報広聴やシティープロモーション、地域情報化施策を併せて所管することで、単なる行政情報の発信にとどまらず、市民や事業者との双方のコミュニケーションを強化し——失礼いたしました。より効果的な情報伝達が可能になるものと考えております。

さらに、デジタル技術を活用した広報の強化により、市の魅力を効果的に発信することができ、地域活性化やシビックプライドの醸成に寄与できるものと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 今、デジタル推進課は何名の体制でやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（荒山光広君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） 現在、部長は私が事務取扱いということで兼務をしておりますが、私を含めて5名で組織をしております。

会計年度職員が1名おりますので、会計年度職員1名を含めて、私も含めて5名という体制……。

○議長（荒山光広君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） すみません、会計年度を含まず、私を含めて6名です。申し訳ございません。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） すみません、突然の質問で。今お伺いしましたけれども、様々な業務があるということです。

行政改革に係ることも全てデジタル推進課ということなんですけども、特にですね、DXを中心とした業務改善や業務の効率化など、もっとデジタルに特化した業務に絞るべきなのかなというふうに思いました。デジタル技術を使った一元化された情報発信のシステムづくりや業務の改善のためのシステム構築など、もっとそちらに集中してやっていただけたらいいのかなと。

私もどちらかといえばアナログ的な人間なので、これをこう進めるべきだというのはなかなか言えないところがありますが、何かデジタル推進課と掲げているのに、宝の持ち腐れになってるような感じがしてしまっています。せっかくデジタル推進課なるものがあるわけですから、それを活かす業務の選別と人員の配置をしていただけたらいいのかなと思います。

なぜ、そう思ったかといいますと、スマホ教室にデジタル推進課の課長がいらっしゃって、「あっ、スマホ教室もやられてるんだな」というところ思ったんですけども、現場よりももっともっとう進めていく方向性があるのかなと。

それから、指定管理にも行政改革ということで、デジタル推進課という何かいろんな業務をやっておられて、そちらにどんどん進めていけないのかなというふうなことをちょっと心配してしまいました。しっかりとしたですね、業務の選別、ま

たは人員の配置が必要なのではないかと、今人数を確認しましたがけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） 先ほどお答えしたとおり、現在、デジタル推進課の担当業務は、国が推進する20業務の標準化に加え、DXの推進とともに、行政改革を一元的に所掌することで、市民サービスの向上に加え、行政運営の効率化に大いに寄与できるものと考えております。

議員御発言のスマホ教室につきましては、市民の中に情報通信技術における格差が生じないような取組、行政のデジタル化を推進するという目的の下、実施をしておるものでございます。

また、指定管理者制度については、制度の導入の目的として、多様化、高度化する市民のニーズに、効率的、効果的に対応するため、民間のノウハウを活用し、市民サービスを向上させることを目的として、行政改革を推進する中で取り組むものであります。

これは、担当課の所掌事務を含め、その時勢に即した組織となるよう柔軟に対応してきたところではありますが、幅広い御意見をお聞きしながら、今後も組織体制については、最適を目指し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 井上議員のちょっと補足的に説明をさせていただければと思います。

デジタル推進課の今20業務っていうお話をさせていただきました。

これ一括して、業者との交渉というのが必要になります。各担当課で交渉すると、この予算が際限なく広がるという可能性もありますので、総合的にデジタル推進課のほうで、コントロールするように私も指示したところでございます。

それと併せて、スマホ教室に課長が出向いたということでございますが、これは私がお願いしたところでございます。

といいますのも、やはり行政はですね、どうしても机上での議論と現場がこの乖離をいかになくすかということで、実際の現場を見てほしいという要請に課長が答えてくれたものでございます。

以上、ちょっと補足させていただきます。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 私は、もう人員が足りてないんだと思って心配をしてしましまして、今ので安心しました。しっかりデジタルに特化した担当部署になるように検討をしていただきたいと思います。

次に、今出ました指定管理制度の見直しについてです。

指定管理は、市の管理する施設を民間に委託して効率化を図り、指定管理者に運営を任せることで、行政の経費を削減できるすぐれた制度だと思います。

しかし、その実態は、市内の業者に限定されているため、競争原理があまり働かず、入札のときには、ほぼ前回の管理業者だけの応募の場合が多く、管理業者の営業努力やスキルアップ、収益向上もなかなか難しい状況です。

指定管理によっては地域性が強く、営利目的だけではないものもありますので、全てというわけではありませんが、まず、収益事業の指定管理は、市外の業者も入札に参加できるようにし、競争原理が働くような仕組みをつくることも必要だと考えます。

そこでまず、指定管理全体をまとめる新たな課を新設するのはどうかなと思います。

指定管理はそれぞれの関連する課が担当している場合が多く、指導や全体の把握がしっかりできてないように思われます。デジタル推進課ではなく、管理監督を専門にする新しい課をつくり、きちんと全体を管理運営していく必要があるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） 本市では、公の施設の管理運営において、民間事業者や団体のノウハウを活用し、サービスの向上と効率的な運営を図るため、指定管理者制度を導入をしておるところです。

この制度は、平成15年の地方自治法の改正により、制度化された公民連携の手法の1つであります。

当初、この制度により、施設ごとの特性に応じた柔軟な運営が可能となり、行政コストの削減や市民サービスの充実といった効果が期待をされておりました。

しかしながら、平成22年の総務省の通知では、公共サービスの水準の確保という

要請を果たす最も適切なサービスの提供者を指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なることが示されております。

現在、本市では、社会教育施設、福祉施設、生活環境施設など様々な分野の公共施設において、指定管理者制度を導入し、適切な施設運営に努めております。

議員御提案の指定管理者制度に関する担当課の新設についてであります。本市では、各施設を管理する担当課がそれぞれの施設の特性や利用者のニーズに応じた運営を行うことが制度の適正な運用につながると考えております。施設の種類や目的によって求められる管理内容が大きく異なるため、指定管理者制度の専門部署で全てを担当するというよりも、各部署が主体となり、管理運営を行うことが適切であると考えております。

一方で、本市では、指定管理者制度の適切な運用を確保するため、全体的な方向性を管理する所管課として、デジタル推進課が制度の基本的な指針の作成や運用ルールの整備、庁内の調整を担っております。

また、一部の大規模収益施設の指定管理者の選定は、デジタル推進課において行っておりますが、デジタル推進課と各担当課が連携し、制度の統一的な運用を図るとともに、指定管理者の選定や契約管理、業務評価に関する業務を行っております。

そのため、全ての指定管理施設の運営を一元的に管理する専門部署を新たに設置することは、各施設の設置目的に対する認識が薄くなる可能性も指摘されていることから、現実的には難しいと考えております。

引き続き、この制度の適正な運用を図るために、庁内の関係部署が連携を強化しながら、より効果的な制度運営を行ってまいりたいと考えております。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） それからですね、指定管理者を評価するお客様満足度という項目があるんですけども、これはどこが調査したものになっておりますか、お聞かせください。

○議長（荒山光広君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） 本市では、指定管理者制度の適正な運用を図るため、指定管理事業者の評価を重要なプロセスと位置づけており、その評価に当たっては、本市の定める指針に基づき、指定管理者による自己評価、市の担当部署による確認、利用者意見などの反映など、多角的な視点から総合的に実施をしておるところでござ

ございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） このアンケートは、指定管理業者自らが行うアンケートということで、このアンケートの評価の仕方について、直接、市の担当にアンケートが届くように変えて、仕組みを変えて、それを基に、指定管理者にアドバイスや市としての要望などを伝える形に変えていくことで、しっかり指定管理業者の管理・把握もできるのかなというふうに思いました。

今回のおふくの道の駅の温浴施設のような事例もありましたが、指定管理者が決定した後、市は業者に少し任せすぎのところがあるのではないかなとも思います。

その辺りはいかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） 志賀副市長。

○3番（井上 敬君） 議員御指摘の指定管理者における自己評価については、事業者が自身の業務を振り返り、適切な管理運営を促す上で有効な手法だと考えております。

一方で、自己評価のみでは、客観性の確保が課題となるため、市といたしましては、第三者の視点から、公正性・透明性を確保した評価を行うことが重要であると認識しており、指定管理者が当初提出した事業計画に基づき、サービス内容や満足度についてアンケート調査等を実施し、必要な改善を図るほか、利用者団体等との協議の場を設けておるところでございます。

このように、指定管理者の評価については、指針に基づき、おおむね適正に実施されているものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のように、直近では、一部の指定管理事業において、市と指定管理者の連携が十分に取られておらず、事業運営に大きな支障が生じる事態となったことを踏まえ、今後は適切な管理運営に向け、評価がなお一層公正に行えるよう現行の評価制度の適切な運用を継続しつつ、必要に応じて、評価方法の改善やチェック体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、市が指定管理者に任せすぎではないかというような御発言がありましたが、市と指定管理者の役割分担につきましては、指定管理者を募集する時点で明確に定めておりますので、それに従い、市民サービスの質の向上と、より公正で透明性の

高い制度運営を今後も推進していきたいと考えております。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 最後に、市外の業者の参入を認めてはどうかと考えます。

市外の業者も参入できるようにすることで、競争原理をしっかりと働かせることができます。質の高い施設運営と営業努力が行われることにより、市としては、指定管理料の削減が可能になり、業者もしっかり稼いでいただくことで、双方にメリットがあるものになっていくと思われまます。

収益事業の施設の指定管理に関しては、市外事業——市外の事業者の参入を認めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） 志賀副市長。

○副市長（志賀雅彦君） 本市では指定管理者制度の運営、運用に当たり、地域経済の活性化や地元事業者の育成の観点から、市内事業者を優先する方針を基本としております。地元事業者が施設管理を担うことで、地域雇用や経済の地域内循環、地域との密接な連携を図り、市民サービスの向上や地域の雇用確保に寄与するものと考えております。

議員御発言のように、一方で、施設の特性や管理運営に必要な専門性を考慮すると、市外事業者の参入には一定のメリットがあるものと認識はしております。

しかしながら、本市としましては、地域に根差した事業運営を重視しており、例え市外事業者の参入が検討される場合においても、市内企業や団体との連携、地域貢献の姿勢を最も重要視をすることとしております。

いずれにいたしましても、市外事業者の参入については、制度の趣旨や地域への影響を十分に考慮する必要がありますので、有識者で構成する選定委員会の意見を踏まえ、慎重に判断をしていきたいと考えております。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） まあ今指定管理を受けてやっておられるところがしっかりといい運営になるように、市外業者を必ず入れろということではなくて、そのことにより、市内の今の業者もしっかり頑張ることが出てくるのではないかと思いますので、そういう方向性もしっかり検討していただきたいと思います。

それでは、最後に、人口減少対策についてです。

人口問題対策チームの進捗状況についてお伺いします。

現在、人口が2万人ぎりぎりのところであり、地方交付税も人口に対して払われるわけですから、このまま減少していけばどんどん少なくなっていくと思われま。このまま人口が減り続けるのか、現状維持ができるのか、大変な瀬戸際にあると思。います。

市長以下、全部局長を構成員とする対策チームを設置して検討しておられると思。いますが、その進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 井上議員の御質問にお答えいたします。

議員御発言の人口問題に関する対策チームは、人口減少対策や中山間の地域政策の専門家である「持続可能な地域社会総合研究所」藤山浩所長の助言・指導を受けつつ、データに裏付けられた実効的な人口問題対策に取り組むことを目的として、組織横断的に設置したチームであります。

このチームは、全部局長を構成員としていますが、これは、人口減少が多岐にわたる複合的な要素が多いため、あらゆる地域課題に全庁的に取り組む必要があるからであります。

本チームは、先ほど申し上げましたように、人口に関する最新データの裏付けに基づき活動することが特色の1つであり、チームの活動の実効性確保につながると考えております。

そこで、まず、一般的な人口分析に用いられる市全体の人口を調査した令和2年国勢調査をベースとした分析ではなく、令和元年から令和6年までの住民基本台帳の数値をベースに、公民館単位での人口動態に係る分析を行っております。

その結果が昨年11月に出たことを受け、本チームの初回協議を実施し、本市の人口が地区別に見たときにどのように推移しているのか、年齢区分や男女比を見ながら、本市の置かれた窮状、そして問題意識を全構成員で共有したところでございます。

加えて、分析結果を踏まえ、令和7年度当初から具体的かつ地域の実情に合った取組に移行できるよう専門家による現地視察を行い、分析結果とのすり合わせを行っていくことを確認しております。

このような方針に基づき、本年1月に、まず、社会減ではあるものの分析結果において他地域と比較して、近年の社会動態が上向きであった美東町大田地区の皆様

に、当該地区の人口分析結果を見ていただいた後、大田地区の地域コミュニティ関係図を確認し、それらの活動が現状の人口分析結果にどのように影響しているのか、また、あらわれているのかの意見交換や他自治体の優良事例を踏まえた質疑応答を実施しました。

併せて、地区の皆様と共に現地を視察し、データが示す移住や産業の状況など、地区の実態の確認も行っております。

さらに、先週3月7日には、同様に秋芳地域でも、秋芳カラフルの皆さんをはじめ地域の方々に分析結果を見ていただいた後、全地域を回りながら意見交換を実施し、秋吉台エリアを中心とした観光資源や岩永地区の移住者による取組、地域住民による取組の展望といった分析結果の背景にある実態の実情の確認を行ったところであり、その際には、藤山所長からかなりの可能性があるとのコメントもいただいたところでもあります。

本チームでは、これまでの協議や意見交換等の結果を受け、これまで以上に市民の力を活かした人口減少対策を進めるべく全地区の住民や関係団体を対象とした本市の人口分析結果に関する講演や、モデル地区を選んでのワークショップ等の開催、その結果を受けた政策の立案——企画・立案を予定しており、来年度の円滑な事業実施に向け体制を含め、準備を進めているところであります。

チームの活動においては、全庁的な取組はもとより、市民の皆様の御協力は欠かせません。市民の皆様の御理解をいただきながら、全力で人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 全国どこの首長さんも選挙で、当選直後の発言で、よく人口減少を何とかしなければというような報道をよく見かけます。

全国どこのまちも同じことを考えているわけで、私たち議会でも特別委員会をつくり、人口問題、観光、教育、まちづくり、農業の5つの部会をつくって、議会議員も協議検討をしています。

しかし、人口問題はあまりにも奥が深く、市長おっしゃったように関連する要素が多く、私のような一議員がない知恵をふり絞ってもなかなか明案は浮かんできません。

これは、市役所内で部長級の方や関係する役職の方が集まって、どのぐらいの頻度か分かりませんが、集まって会議をするということだけでは、すぐに解決することができるものではない気がします。

それももちろん必要ですけれども、専門的に取り組む部署をつくってもよいのではないのでしょうか。人口問題対策課なるものを新設し、日々、朝から晩まで頭を悩ませ、美祢市の未来を方向づける担当をつくって考えていく必要が今の美祢市にあるのではないのでしょうか。その辺りはいかがでしょう。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 井上議員の御質問にお答えいたします。

人口減少に関しましては、その対応策や問題の原因が多岐にわたるため、議員御発言のとおり、奥が深く、その解決は容易なものではありません。

そのような困難な問題に取り組、結果を出していくためには、市の全部局が市民の皆様とともに、人口問題を我がこととして取り組む必要があると考えております。

そのために設置したのが、先ほど答弁いたしました人口減少対策チームであり、正式名称を「美祢市人口減少対策プロジェクトチーム」と称しております。

確かに、議員御提案の専門部署の設置は、人口減少という重要な問題への取組を強力に推し進める可能性を否定するものではありません。しかし、今申し上げましたように、人口減少を市役所全体が自分ごと、我がこととして考え、取り組むことが人口問題の解決に真に必要と考えております。

また、急激に進む人口減少に対応するためには、専門的な知見やデータに基づき、柔軟にかつ地域の声をお聞きしながら進めていく体制も必要と考えております。

そこで、部局長といった管理職ではなく若手職員も含めた体制を構築し、専門家の指導の下、職員自体の人口減少に対する意識や知見の向上を図るとともに、各公民館と——公民館などと連携しながら、機動的に事業を推し進めていくこととしております。

現時点では、専門部局を新たに設置することは予定していないものの、全職員が人口減少に対して専門性を持って取り組むことができるよう、藤山所長をはじめとする専門家の支援と活動の下、まずは人口減少対策プロジェクトチームを核として、全庁的に力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 私は、専門の課を本当につくってほしいなと思うんですけども、いずれにしましてもデジタル、それから指定管理、人口問題、それから昨日もありましたが企業誘致、それからふるさと納税いろんな問題がありますが、重要なところに大胆に部署の見直し、再編などを行っていただきたいなと思います。

市長はもともと市の職員でいらっしゃいますので、全体が分かり過ぎるあまり、なかなか大胆な思い切ったことがやりにくいところがあるのかなとは思いますが、しかも、しかし、このまま現状維持で進んでいくようでは、美祢市はどんどん人口も減り、衰退してしまうように感じます。

失敗を恐れず、もちろん市職員にも失敗を恐れるなど、失敗を気にすると、何か新しいことをやって失敗するよりもこのまま無難に普通に進んでいくほうが良いというふうな考えになってしまいがちだと思うので、責任は俺がとるからどんどんやってみようと、もっと思い切ってやってみようということをですね、市長の思いをしっかりと出していただいて、進む方向はこっちだとしっかりと旗を振って、リーダーシップを発揮して、市政を前に進めていってほしいと思います。

そのあたり、市長、最後に一言いかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 井上議員の御質問にお答えいたします。

組織編成につきましては、これまでも柔軟に対応してきたというふうに自負しております。

といいますのも、こういう重層的な意思決定システムをいかに排除するかっていうことは非常に重要だという考えの下でございます。組織内をいかに風通しよくするか、そして、セクト主義をいかに排除するかということは、いかにこれからもっともっと大事になってくると思います。

この地域に課せられた地域課題を全職員が共有するっていうことは非常に大事だというふうに思っております。常々子どもたちにどんどんどんどん挑戦しろということをおっしゃるので、職員はその模範を示してほしいということは常々申しているところでございます。

そのためには、やはりいかに業務を、今の業務をいかに棚卸ししていくかということも必要でございます。いかにルールに基づいて、通常業務はそのとおりにやって

いって、そして、その分をもっと発展的な業務に振り分けるという業務の棚卸しということも必要だろうと思います。

組織については、今後とも柔軟に対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 篠田市長のカラーをしっかりと出していただいて、美祢市を前に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

〔井上 敬君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、11時10分まで休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。竹岡昌治議員。

〔竹岡昌治君 発言席に着く〕

○14番（竹岡昌治君） 通常なら、政和会の竹岡ですというところなのですが、残念ながら美祢市議会は、1人会派は認めておりません。無所属の竹岡でございます。一般質問順序表に従いまして、質問したいと思います。

考えてみますと、昨年3月議会でやらせていただきました。1年ぶりでございます。

1点目の質問につきましては、市長のほうから御答弁いただきたいし、2点目につきましては、部長並びに市長のほうから御答弁いただければというふうに思っております。

まず最初に、内部統制導入の調査事業ということで10万4,000円の予算がついております。このことにつきましては、後ほど質問をしたいと思いますが、(1)として、内部統制とはどういうものなのかということから、議論を深めていきたいと思っております。

まず、内部統制を導入している自治体は、いわゆる県——都道府県、そして指定

都市は、これは義務づけられておりますが、我が美祢市におきましては、努力義務というところがございます。そうした中でも、自治体経営ということを考えてみますと、これは、私は内部統制は必須条件だというふうに思っております。

で、4つの柱で整理されていると思いますが、まず、業務の有効性及び効率性、これは地方自治法第2条の14、15項にですね、いわゆる最小の経費で最大の効果を上げることがうたわれておると思っています。まさに、この地方自治法2条に基づいてやっておられるなあというふうに思います。

で、当然、その内部統制を整備するにはですね、時間、人、お金、そして情報、いわゆる経営資源であるこの要素をいかに有効的に、効率的にやっていくかということが1つ。

2つ目は、財務報告の信頼性、このことについても、ちょっと後ほど、また私のほうで思いを申し上げたいと思っておりますが、市の財政情報は、市民にとりましても極めて重大な大きな関心事でございます。この信頼性を高める内部統制を通してですね、やはり透明性、信頼性を高めていかなくちやいけないということだと思っております。

3点目は、事業活動に関わる法令等の遵守、いわゆるコンプライアンス、法令をしっかりと遵守しながら社会的責任でしていきたいと。

残念ながら、我が美祢市におきましても、ここ近年、幾度か危うい問題が起きたわけがございますが、それはさておいて、市長がせつかく少ないながらも予算を組まれたわけですから、やろうという御意思だろうと思っております。

もう1つ、4つ目の柱は資産の保全ということでございます。

いわゆる公営企業会計そのものが流動性配列法、いわゆる資産表とか財務諸表が固定性配列法、社会資本をどの程度投資してるか、また、その活用によって市民サービスを提供していくと、こういうことが適切に管理されているかどうかということを見るだろうと思っております。

で、それ以外に、内部統制の6つの基本要素というものがございます。

これは詳しく説明する必要はないだろうと思っておりますが、いわゆる1つ目は統制環境を整える、2つ目はリスクの評価と対応、それから3つ目が統制活動、4つ目が情報と伝達、5つ目がモニタリング、いわゆる日本語で申し上げれば監視活動ということになるだろうと思っております。6番目が最近ITの問題が出ておりますが、IT対応ということでございます。

そこですね、市長にお尋ねなんですが、これは、国が一応定めてる内部統制、あるいは我々企業もこうした内部統制をやりながら経営をやっているわけですが、市長はどのようなお考えを持って臨まれるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、内部統制について、若干説明させていただければと思います。

地方公共団体における内部統制は、事務が適切に実施され、住民福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である首長自らが行政サービス提供等の事務上のリスクを評価、コントロールし、事務の適正な執行を確保する体制を整備、運用することにあります。

端的に言えば、業務を適正かつ効率的に行えるようにするルールづくり、また、それを守る仕組みづくりであります。

この内部統制制度によってですね、一方では、ひいては職員の業務の効率化、そして、業務負担の軽減にもつながるといふふうに言われてますし、私もそう捉えております。

これは、首長自らが取り組むことによって、職員の自主性っていうのも非常に大事なわけがございます。

この制度の創設の背景については、もうるる申し上げる必要はないと思いますが、制度導入の背景としては、一部公共団体によって——おいて、長年にわたりの不正な経理処理により資金の捻出が行われた——行われていた事態であるとか、いろんな報告を受けてでの制度背景でございます。

そういった報告を踏まえて、地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案を取りまとめるため、総務省に設置された地方行財政検討会議において、監査制度及び財務会計制度の在り方についての議論がされています。

その後、内部統制体制の整備、運用の具体化と併せて、統一的な監査基準の必要性等が示された平成28年の第一次地方制度調査会答申を受けて、法制化されたものであります。

議員御発言のとおり、都道府県及び指定都市を想定し、内部統制が導入されたわけでございます。

4つの目的については、議員が御発言されたとおりでございます。

内部統制制度に基づいて、ガイドラインに基づく制度の運用と仕組みを構築するには、いわゆる相当な経費と労力、さらには人材育成の期間が必要でありますことから、総務省の公表資料によりますと、令和5年の4月1日現在、市区町村で導入している団体は——地方公共団体は1,718団体中44団体2.6%であり、ほとんど進んでいないというのが実情であります。今言われたような自治体経営の考え方に加えて、近年、本市においても、大変申し訳ない事案でございますが、不適切な事務処理事案が発生したことを重く受け止め、今年度も職員を研修会に出席させ、内部統制制度導入に向けた取組をもう今年度から開始しているところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、答弁いただきました中で、いわゆる組織の——私はこの自治体の中でですね、市長がようやく経営という言葉を使っていたくようになったんですね。

で、今まではいろんな、先ほど井上議員も質問されたときに、指定管理者の中でも経営については書かれてないです。運営ということ——言葉が使ってありました。最近、私は運営じゃなくて経営でしょうという言い方をしてるんですが、市長もそういうふうにおっしゃった。

で、もう1つ、経理基準等についても触れられたんですが、これ、ちょっと余談ではないんですが、ちょっと横道それるかもしれませんが。

せんだっての総務企業委員会です、観光事業の予算審議の中でですね、多額な補助金が出てきたと、2億ぐらいたったと思うんですが、これがいわゆる費用を——当年度のいわゆる7年度の費用として上げてありました。

私は、そのときに、実は繰延試算にならないかという質問したんですが、その後、河村部長に調べていただきまして、残念ながら、平成時代に地方公営企業会計の改革をされておりまして、繰延資産は認めないという書かれています。

ところが、私は費用対——費用——収益費用対応の原則からすると、これは国のほうが間違ってる。ちょっと佃創生監、嫌なことじゃろうから耳塞いじょっていただきたいと思いますが、国が、私は間違ってると思います。確かに、背景だとかその基本項目の中に、一般の民間企業の会計原則を——に沿ってやりますって書いてあるんです。って書きながら、実は、会計原則には離れているという考え方ですね。

で、もう少し国がなぜ間違ってるかっていうのもう1つ例を申し上げますと、水道事業会計の中で、総括原価主義というのを何年前ですかね、市長、御存じだろうと思うんですが、私ども講習を受けました。そのときにも、総括原価の中に、いわゆる資本——資産維持費、いわゆる将来にわたってのですね、非常に物価が上がるだとか、機械がよくなって高くなるんだとか、そうしたものに対しての資産維持費だったと思うんです、勘定科目は。それを取るべきだと。

そうしますと、私はですね、そのときも受益者負担の公平性、なぜ、今の私どもが将来のことに対してお金を払わにゃいけないのか、いわゆる受益者負担の公平性。

それからもう1つ、会計理論からすると、今まで投資したのは、減価償却をしながら期間計算をしている、なぜ将来のものまで取って収益として上げるのか。引当金ならいいですよという話をしたんですが、そのときも質問しましたが、それから10年近くなるんでしょうが、いまだに回答はありません。質問をしたまんまです。

それから、下水道事業においてもですね、これも私が監査のとき指摘したんですね。受益者負担、恐らく議員の皆さん方は受益者負担が、未収金がいわゆる未納金が簿外資産になってるっていうのは御存じかどうか分かりませんが、ほとんど通常の場合出てきません。これも簿外資産になっております。

で、根拠を示してくださいと、私は認めませんと言うたら、根拠を示してくださいというお願いをしたところが、推進書なのか指導書か覚えてませんが、100ページというページだけは覚えてたんです。100ページの中にですね、受益者負担は、いずれ不納欠損になるから簿外資産にしろとこう書かれてるんですよ。とんでもないね、これは国がそんなばかなことを示して、なぜ示してるんかなあというふうに思いました。

そうしたことからですね、今回、どう言ったらいいですか、改正するに当たっても、国が示してるのは、住民と議会と書いてるんですよ、住民と議会のガバナンスの向上って書かれてるんです。言葉は非常にいいと思うんです。

ですが、我々からすれば、原理原則を守らない人たちから何でそんなことまで言われるのって言いたいんですが、もうこれから先は聞いとってください、創生監に痛い——耳の痛いことは申し上げませんが。

そうした非常にですね——私は何が言いたいかったら、本当は自分たちの頭で考えてほしいと、国も間違うことがあるんです。

かつて、何年前かよく覚えてませんが、条例改正のときも実はありました。これは、国が違ってると思いますから照会してくれって言ったら、それは、やはり国が認めました。間違ってますということで認めてくれたんですが、私は、職員の皆さんに、今度2番目の質問のときも関連しますから、国が言うた事業ですね、うのみにしないで自分の頭で考えて取り組んでいただきたい。

そうした意味からですね、市長にお尋ねなのは、もう1回、ちょっと再質問させていただきますが、そうした中で、内部統制の中で、財政報告の信頼性と先ほど申し上げました。本当に、私は重要なことであるなというふうに思っております。その辺を市長にもう一度お尋ねをしたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

財務報告の信憑性っていうか信頼性でございます。

この制度背景には、民間企業の不正ということはないんですけど、この財務報告が正しく公表されなかったっていうのも大きな制度導入の背景でございます。したがって、内部財務指標——公表の財務指標等の信憑性を担保する意味でも、内部統制制度というのは必要なわけでございます。

これは、制度構築にはですね、どうしてもよくこのガイドラインのそもそもの前書きを見ると、監査との——監査委員とのキャッチボールっていうのがすごくあるわけでございます。

で、毎年毎年、毎都度毎都度監査委員さんからは、監査の報告をいただいております。その報告の積み重ねも内部統制の大きな材料になるということでございます。したがって、これは前段も申された国の制度をうのみにせずというのは、確かにそのとおりでございます。

一部ちょっと申し上げますと、私は平成22年まで病院にいたんですけど、この地方公営企業会計制度の見直しっていうのが平成、多分25年か26年に大きく決算で変わったと思います、予算でも。それで、単年度収支がマイナスになるということで、その年だけこう見られたら、決算状況がすごい悪いように見えてると思います。これは、そういった会計制度の見直しによるものでございます。

で、おっしゃるように、会計制度は、現行の民間企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものというふうにされてますが、おっしゃるように、繰延資産について

は、災害を受けた鉄道事業以外認めないというふうに書かれているわけでございます。

そして、一方で、公会計——一般会計、公会計はですね、これ厳密な原則論、これに従ってくださいっていうのがあるんですけど、公営企業会計は、これ、ちょっとまだよく調査してみないと分かりませんが、法的な拘束力はないというふうにも言われています。

したがって、この経理処理も含めて、内部統制というのは導入すべきだということでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 市長の考え方分かりました。

私もですね、これはちょっと河村部長に申し上げておきたいんですが、いわゆる観光事業は全適じゃないんですよ、地方公営会計の。地方公営企業会計の全適ではないということになって、単なる経理を一応地方公営企業会計に準じたものを行おうとこういうお話をやってると思うんですね。

したがって、もう3度目の正直です。

今回、もしあの予算書と同じような仕組みの決算書を出されたら、私は否認させていただきます。税務署ともう1回やってくれというような形を取ります。その結果で——何でかって言ったら、税法は権利確定主義なんですね。で、この地方公営企業会計は発生主義なんですね。だから、原則として、正規の簿記を使えということですから、複式簿記なんです。

ですから、全部ね、原理から外れてるようなものをちょっと監査が認めるというわけにはいきません。代表監査委員さんは優しいから認めていただけるかもしれませんが、残念ながら合議制ですから、私が否認すれば駄目なんです。ですから、私はここで申し上げておきたいなど。

ただ、全適ではないということを踏まえて、ちょっと調査をしていただきたいなというふうに思っております。

次の質問に入りたいと思うんですが、次はですね、令和7年度一般会計予算として10万4,000円組んであります。

確かにですね、今、市長がおっしゃったように、自治体経営をするには、絶対的

な大事な条件であろうというふうに思うんですが、我が市においても問題もありましたし、それからマスコミにおいてもですね、昨今いろんな問題が取り上げられてきました。

そうした情報をですね、私、今年どっかでしゃべったんですが、今年は巳年ですから、柔軟な発想と柔軟な対応を持ってやってくださいというお話をしたんですが、つまり、この10万4,000円で市長は何をされようとしてるのか。私はね、リスクを抽出するだけでも相当の時間と経費がいるんじゃないかなという気がするんですが、一体どこがやるのか。

実は、監査事務局からは、来年度は監査資料の中にリスクも書いてくださいというお願いはしておりますが、残念ながら、昨年も効果を書いてくださいと、いわゆる事業効果を書いてください。一部——一部というのは、1名のことじゃなくて部の話ですが、1つだけきちんとやっておられて出されたところもあります。あとは全部書いてありません。せっかくお願いしたにも何にも書かれてないと。残念ながら、今年は書いてください。

もう1つ、これは、また余談な話なんですけど、そのときに申し上げたのは、いろんな事業をスクラップアンドビルドをやるとおっしゃるんです。ですから、7年度に何をスクラップされたのか。それも、1つやっていかなくちやいけないなというふうに思っております。

そうした全ての情報が、いわゆるきちんと市長部局に、担当が誰がやるか分かりませんが、まず、先ほどもあった担当部署をつくられるのか。どこがやるのかお決めいただいて、その要因分析をしながら、それをフィードバックしてですね、そうした繰り返しの仕組みづくりをしていくべきだと思うんですが、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 竹岡議員の御質問にお答えします。

ちょっと何からお答えしていいか分かりかねますけど、まずですね、ちょっと観光の経理処理について、ちょっとまず補足的に説明をさせていただければと思います。

民間の企業であれば、私も決算書見たことがあるんですけど、経営改善計画でも、それが影響が後年にわたるということで、ここでいう収益的費用をその効果があら

われる年、5年なら5年で償却してるという事案があるわけでございます。

おっしゃるように、2億円の補助金が観光洞の入洞者増とか、それとか、これ一般会計とか水道のほうに影響あるんですけど、水道——上下水道料にはね返ってくるとか、何よりもこの地域の滞在時間の延長になるとか、副次的な効果もあるわけでございますので、この部分については、こちらのほうで責任持って専門家のほうに調査をかけたいというふうに思っておりますし、こちらの意向もきちんと伝えた上で、専門家のほうの見解っていうのをお聞きしたいというふうに思っております。

それでは、本題の御質問にお答えしたいと思います。

10万4,000円を計上している件でございます。

これは、全国市町村国際文化研究所で開催される専門研修に参加するための経費として計上してます。

確かに、金額的に少額と言えます。ただ、これについては、今後、それによって補正等の対応をさせていただきたいと思えます。

で、まだ組織をどうするのかも分かっておりません。今年度、研修行かせた——行かせました職員を。そうすると、やっぱり半数以上は監査の方も一緒っていうことなんです。監査委員さんとか、監査委員事務局の職員とかがその研修に参加されてるということでございます。

これについては、監査委員の事務局のほうにもきちっとお話ししてないということで、大変失礼しておると思えますが、私のイメージを——イメージはですね、同じ研修会に、同じように市長部局と監査のほうが出席して、同じところで情報共有していかないと、開催が違ってれば、どうしても人間というのは個人的なバイヤスがかかったりしていきます。やっぱり自分の都合のいいような解釈していきますので、その辺りは、同じ研修会で、同じ講師から同じ情報を得て、同じような捉え方をするかという情報共有が必要だろうというふうに思っております。

そのための、まずは研修旅費を——研修費を——研修費用を予算計上させていただいております。これによって、また今後、補正等の対応はさせていただきたいと思っております。

で、あとリスクの問題がございます。

今まで、リスク把握っていうのは本当に積み上がってきたわけでございますので、スタートとしてはですね、もうこれを丸々ガイドラインが示すような形でスタート

すると、どうしても人員が不足する、予算的にも不足するということがあります。しかしながら、もうこれを早めに着手するっていう必要があろうかと思えます。

リスクの高い部分を抽出してそこから取り組むのかとか、いろんなこれは地方公共団体の人的な、また、環境によって、柔軟に対応することが必要ということも言われているわけですので、うちの組織に合った、まずはスタートをどうするか。

で、改革、改善を繰り返していけばいいと思えますので、まずはリスクの高いところを抽出するか、それは、監査委員さんともキャッチボールしながら進めてまいる必要があろうと思えますので、逆に御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） いや、実はね、市長はやる気がないのかなと思ったんですよ。たった10万4,000円しか組まん、これでは言い訳かなあとは思ったんですが、ましてや、次の質問にも関連するんですが、監査委員の役割についてって書いてあるんですが、実は事前に何の話もなかったということで、せっかく新しく市長が、今お聞きしたら補正組んででもやるとおっしゃるんで、もしそんだけやれる——やるというお気持ちならば、これ、監査を外してやると考えておられたのか、それがよく分かりません。

ただ、今御答弁いただいた中では協力してくれとこういうことでしたから、一応我々は、監査基準としてはですね、8条の中にリスクの識別と対応というのが入ってます。それから、9条に内部統制に依拠した監査とやれと、それから10条に監査の実施手続が入っております。そうした形で、監査は11条、12条とそれぞれ役割がもう定まっております。

そうした中で、いや、実は話も何もないから、代表監査委員さんに聞いてもそんな話は聞いとらんとおっしゃったんで、私が一般質問して、ちょっとお考えをお尋ねしようと思ったんですが、そうした形です、今御答弁いただきましたんで、これはもういいと思えます。

ただ1つだけ、先ほど申し上げましたが、同じ内部統制をやられるというならば、やはり美祢は独自なっていうか、若干ですね、そうしたものを一緒につくり上げて

いきたいなあというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目の美祢市における重層的——これ、ちょっと言葉が長いんで、重層的支援体制の整備事業の取組についてということでございます。

国の考え方からしますと、平成29年以来、各自治体で包括的な支援体制づくりに努めてきたと、これは、福祉は多岐にわたるわけですから、そういうこともありうるだろうなと思つてました。

しかしながら、その後、令和元年度に地域共生社会に向けた包括支援と多様な参加、あるいは協働の推進に関する検討会において、令和3年度より、せんだって、これ予算決算委員会だったと思うんですが、市長のほうから御答弁いただきましたが、3年度からモデル事業といいますか実証実験が始まったと、お隣の長門市なんかは、昨年もやられたということでございます。

残念ながら、我が市におきましては、災害とコロナということで、ちょっと若干遅れを取ったんだろうなというふうには思っております。

しかし、そうは言つても、コロナの時代にですね、逆に言えば、人と接するなら距離を置け、いわゆる絆つていうものがもう全くななくなつてきました。私はコロナの後、この絆づくりが大変だなあというふうには思つておりました。

いわゆるそのためにですね、非常に住みづらさといいますか、せんだって、私、あるスーパーに行つてですね、マスクをしてませんでした。これは、今は自由なんですけど、そうすると、マスクされた御夫婦からジロリと見られました。こいつマスクしてないじゃないかとこまい声で言つてるんですよ。

で、そういう非常にコロナが、それ1つの問題じゃないんですが、住みづらさをつくつたのも事実だし、それから個人情報の問題もあるんですが、支援をするのに非常に難しくなつてきた。支援づらさというものも起きてきております。

こうしたものを改善するために、今回は、また長いんですが重層的支援体制ということで、1つの大きなかごの中に事業をいろいろ入れてですね、それを横断的に活用していこうとこういうことだろうと私は思うんですが。

いわゆる相談・支援だけじゃなくて、普通の民間の人もボランティアも含めてですね、いろんな方の参加支援、それから、昨日もこれは末永議員が一般質問されたと思ひますけど、地域づくり、こうしたものにですね、非常に有機的にやっつていこうということだろうと思ひんですが、市長は、どのように美祢市カラーをつくり上

げていこうとお考えなのか、お伺いたします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

重層的支援体制整備事業の事細かな説明は、ちょっともう省略させていただきたいというふうに思っております。

制度背景というのが非常に——制度構築の背景というのが非常に大事だと思っております。

やはり、日本はもともとですね、保険医療でも相互扶助っていうことですし、年金の制度構築もこれ世代間扶助でございますから、もともと助け合ってってというのが、本当に助け合える国だというふうに思っております。しかしながら、コロナで、どうしても周りのおせっかいもできない、そして、近づくこともできない。で、そうやって、もう一回絆を深めていこう。

で、あと問題は、どうしても申請主義だということで、やはり、本当に支援が必要な人に目が行き届いているのかという反省、そして、これ役場の——役所の問題もあろうかと思えます。どうしても、単発的に支援するとどうしても隙間隙間が生じてしまう。まずは、役所の相談窓口とかのハードルを低くしていこうという取組だと思っております。

重要なのが今言われた、まずは支援会議でございます。

これは、本人の同意を得ずして、そして、法的にもう情報共有が認められております。

これは、当然、守秘義務が課せられているわけでございますけど、担当課が——市役所内の担当部署が集まり、そして関係機関が集まり、そして周りの地域の団体とかも集まっていただけの支援会議、これは事務局が市でございます。

あと、その後でどういう支援が必要かという、今度重層的な支援会議というふうに下におられるわけでございますけど、その部分が業務委託ということになりますけど、まずは、市が旗振り役を担うということでございます。

改めて、その支援会議をやればですね、本当に、地域で貴重な団体とか再構築とかそういうのを再発掘っていうか、そういうのが可能だろうと思えます。それを、そうすることが美祢市カラーにつながっていくんじゃないかというふうに捉えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 美祢市のカラーはお聞きしたんで安心しましたが、私は、これはですね、総括——予算決算委員会のおき総括質疑したと思うんですね。

いわゆる何かを、この事業を起こすならばそれなりの要綱なりですね、もっと言えば、本当はアクション計画か実施計画って申しますか、そういうものがあるべきだと、その上で議会に出すべきだというふうな、ちょっと何かアクション計画のことは言わなかったんですが、要綱のことは申し上げました。

一般質問するんで、ぜひ示していただきたいと言うんですが、実は今日までにいただいておりません。市長のほうからは、「案でもいいか」とおっしゃったんで、「いいです」と答えたんですね。その場限りの答弁をしないでいただきたいと思うんですね。結果として、私の手元には要項もきてませんし、そういう計画らしきものもありませんので、苦情言ってるわけじゃないです。私自身がとんちんかんな発言になる——質問になるかもしれんということで、逆におわびを申し上げたいと思うんですが。

そういう意味で、実は、市長が申されたようにですね、この事業をやるためには核があると、それが支援会議だというふうにおっしゃったんですね。

で、私は、もう1つ踏み込んで、いわゆる計画をつくられたら、計画っていうのは実施計画です。

例えばですね、1つは、総合計画で前期の計画だったと思うんですが、各地域における地域福祉活動——何ていう名前だったか覚えてませんが、それぞれつくりますと書いてあるんです。したがって、私が伊佐の社協の会長のときですね、慌ててつくらせていただきました。全市的にせつかく書いてあるそういう福祉計画、地区にできておるんでしょうかね。

で、もう1つ、それに併せて、何が言いたいかというところですね、そうしたところに、例えば計画策定の目的ですね。今回、この大きなかごを入れるわけですから、ばらばらに委託したりやったんじゃうまくいきません、元のもくあみになるだろうと。

で、計画の位置づけ、いわゆる総合計画にはどこに書かれているのか。この問題ももう実証実験やらやって、先ほど申し上げたように、コロナだとか災害だとかあ

ったんで遅れたということは分かります。しかしながら、ちゃんと計画の位置づけという中には入ってるかどうか。

それから、重層的支援体制の整備事業の概要ですね、どういうふうにするのか。SDGsの関係もあると思いますが、そうしたいろんな法との関連性、あるいは原理原則、また申し上げて悪いんですが、そうした法ではないけど、こういう決め事があるという中での取組。あるいは7年度から始まるわけですから、実施計画を7年からどのようにやるか、現状と課題というのはあると思います。

先ほど申し上げたように、コロナが大きな原因があったし、災害も美祢市の場合にはあったし、そういうことで遅れた——遅ればせながらどのようにやっていくのか、また、7年度以降どういうふうにするのか。

あるいは将来、何年間かでこれをまた見直すべきだろうと思うんですが、当面の検討事項等ですね、そういうものを、あるいは計画の進行といいますかスケジュールといいますか、そういうものもきちんとなされて取り組んでいくべきじゃなかろうかなあと私はそう思っております。

そこでですね、ちょっと話を戻しますが福祉総合相談対策、いわゆる支援会議をつくるとおっしゃったんですから、これ以上、くどくどは申し上げませんが、ただ1つ、高齢者福祉あるいは障害者福祉、児童福祉、それから生活困窮者、このことについては、またちょっと後ほどちらっと申し上げたいと思うんですが、いずれにしても、誰一人取り残さないということを進めていくためには、支援会議というものは必要であろうと。それから、それに基づく実施計画書、こういうものが私は必要ではなかろうかというふうに思っておりますが、市長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 竹岡議員の御質問にお答えします。

いろいろ御質問をいただきました。

で、要項案を示すっていうことについては、ちょっとおわびを申し上げますが、要項案はできておりますので、またちょっとこれはですね、これについては、多分、いろんな方が重層的支援体制整備事業って何かっていうのが分かり——分からない、分かりにくい、また、職員も含めて分かりにくいと思っておりますので、大きな概念図、イメージ図っていうのはお示し、また御説明はさせていただければというふうに思

っておりますし、これ、多機関協働とかいろんな関係者を——の御協力をいただかないとこの事業できませんので、当然、いろんな事業関係者にも説明する必要があるというふうに思っております。

その中で、支援会議とか重層的支援会議、その下に重層的支援会議があれば、今度プランというのを作成するようになりますので、それが実施計画に当たろうかと思えます。だから、個別のケアプランを策定するようになりますので、それが実施計画に当たるのではなかろうかと思えますし、事業全体の大きな枠組みを、まずは御説明する必要があるかというふうに思っております。

で、この法的な位置づけでございますけど、これ、もう法的にきちんと位置づけられた事業でございます。

重層的支援体制整備事業として整備した事業というのは、社会福祉法第106条第4第2項において必須として掲げられている事業であり、先ほど議員が御発言されました大きな区分でいうと属性を問わない相談支援、そして参加支援、そして地域づくりに向けた支援に分類されるわけでございますし、本市の実施する事業は、全てこの11事業というのは、全てこの事業に該当するわけでございます。

あと、相談窓口の設置でございます。

これについては、実際に走ってる事業もあるわけでございますので、今までのノウハウを活かしながら、また、相談窓口はどう構築したらいいのかというのは、走りながらでも検討する必要があるかと思えます。

ただ、相談窓口というのは、いろいろ調査した結果、よその例を見るとあまりにも相談が多岐にわたり過ぎて、きちんとした総合相談ができないという事案であったり、そして、職員がもう疲弊してしまうという事案もあります。

ですから、本市は、関係——まず関係部署を集めて、そして関係機関も来ていただいて支援会議をやっていこうと、支援会議で走らせていこうというのが大きな流れ、枠組みでございます。

今回、この事業が制度化されたことによって、既存の事業、また、拡充する事業もあるわけでございます。11事業、これについては、さらに充実させ、また部署間の、先ほど申し上げましたように、部署間の連携をスムーズにやって、縦割りをなくして、風通しをよくすることも目的の1つでございます。

幸い今、社会福祉協議会の職員の方も1名、こちらのほうで配置して、いろんな

部門で連携させていただいております。そういうアドバンテージも活かしながら、この重層的支援体制整備に——の構築を努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 社協の人も1名加えての準備をしていると、そこまでやっておられるなら、何で計画ができんのかなあと思ったんですが。

それと、この予算をする前にですね、少なくとも議員の皆さん方には説明していただきたかったなあとと思うんですね。幸いにして、今度全協で説明をいただくということですから、小さな事業内容については、私も問わなかったんです。市長のお考えがどうなのかなということでお聞きをしました。

もう1つ、先ほど、生活困窮者の方々の話をちょっとしたんですが、実はですね、これは、私も体験したんですが、健常者の方なんですが、就職をお世話しよう——いや、実はその方が何かでお会いしたときに言われたんですね、「もう大変だ」と、いわゆる災害に遭われたんですが大変だとおっしゃったんです。就職世話しようと言ったら、生活保護のほうが楽なって言って、1週間後に断られました。

したがってですね、この生活困窮者の方々、健常者の方でないと駄目だと思うんですが、やはり労働意欲っていいですか、そういうものの醸成を図ることがより大切じゃなからうかなというふうに思っております。

その辺も付け加えてですね、最後にお答えをいただかなかったのは、福祉の、いわゆるちょっと名前が、正確な名前を私忘れてます。もう年取ると脳軟化症になりますんで忘れるんですが、活動計画というのを地域でつくるというふうになっておったはずですよ。全市的にはどの程度出来上がってるのか。その辺もやはり含めて、地域の社協がどういう役割を担うかというのも、この事業の中では大事になってくるんじゃないかと私は思ってますんで、お尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、大変失礼いたしました。総合計画の記載という御質問がございましたので、それをちょっとお答えしなかったわけでございます。

市の総合計画では、「基本目標の4 安全・安心なまちづくり」において、地域

共生社会の実現に向けた取組を掲げているところでございます。

なお、重層的支援体制整備事業は、令和3年の社会福祉法の改正により創設された事業でありますことから、このたび策定する後期基本計画において、この部分はですね、ちょっと後期基本計画で、事業名としてもう大事な事業でございますので、「包括的な支援体制の構築のため、重層的支援体制に取り組むこと」と明記したところでございます。

次の御質問の活動計画の部分でございます。

この部分については、伊佐地区社協については、地域の活動計画というのを策定されておられます。

活動計画というのは、ほかの地区社協においてはですね、私はちょっと存じ上げてないところでございますので、活動計画というのは、可能であれば、この期にですね、活動計画も策定していただければと思いますが、あくまでも、ちょっと市から強制的に申し上げることではなくて、地域の地区社協自らがつくられる——つくられてほしいなという願望もあるわけでございます。

したがいまして——それともう1つ、労働者の労働意欲をどう喚起するかという御質問がありました。

これは、いかに地域というか、この地域でいかに活躍していただくかということも非常に大事でございます。

今、就職相談として、いろんな方に頑張ってもらっております。そういった方も参加支援に入ってもらえることは可能ですし、当然、地区社協のお力添えも必要なわけでございます、支援会議には。また、重層的支援会議も必要でございますので、いろんな、これ社会資源を活用してということになります。

これは、社会資源というのは、支援に関する——活用できる人、物——物というのは、施設とか備品・設備もあるでしょうし、そして財源・情報のことでございます。こういった地域資源を——社会資源を——地域の社会資源を総動員して、この重層的支援体制整備事業に取り組むということでございますので、そうしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ぜひですね、市長以下、佐々木部長もこっちにらみよってや

けど、すばらしい支援体制の整備事業のアクション計画といいますか——をつくられてですね、美祢市らしい重層支援体制を構築されますことを心から願って、一般質問を終わりたいと思います。大変お疲れさまでした。

〔竹岡昌治君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 一部、発言の訂正をさせていただきたいと思います。

監査基準の——先ほどの監査基準の発言の中で、「平成28年の第31次地方制度調査会答申を受けて」が正しくて、私そのときに、「平成28年の第1次地方制度調査会答申」というふうに発言しました。正しくは第31次でございます。訂正し、また、おわび申し上げます。

○議長（荒山光広君） この際、午後1時まで休憩します。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○副議長（村田弘司君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めます。御協力をよろしくお願いいたします。

一般質問を続行します。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○12番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。美祢市は人口減少に悩んでいます。1人でも多くの方に美祢市に住んでいただきたい。そしてまた、今住んでいらっしゃる方がこの美祢市に住んでよかったと、安心して住み続けられる美祢市でありたいこう思いまして、質問をいたします。

移住定住に大きな役割を果たしている市営住宅の現状についてお尋ねいたします。

市営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅、それぞれの住宅戸数と空き部屋の戸数——また空き部屋の戸数と空き部屋率、さらに高齢者と呼ばれる世帯数と高齢者の単身世帯構成とかについてもお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 三好睦子議員の御質問にお答えいたします。

本市の市営住宅における管理戸数は、本年2月末現在、35団地807件となっております。

ります。

公営住宅等は714件あり、そのうち空き部屋は230、割合は32.2%です。特定公共賃貸住宅は79件あり、そのうち空き部屋は38、割合は48.1%です。定住促進住宅は14件あり、そのうち空き部屋は7、割合は50%です。

次に、75歳以上の方がお住まいの世帯数とそのうちの単身入居者世帯数を申し上げます。

75歳以上の方がお住まいの世帯は、公営住宅等で180世帯あり、そのうち単身の入居は115、割合は63.9%です。特定公共賃貸住宅では6世帯あり、そのうち単身の入居は1、割合は16.7%です。定住促進住宅では2世帯ありますが、全てが単身の利用です。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 約半数に近い空き部屋があるということになります。

高齢化率もお尋ねしましたが、この地域性も多いかと思いますが、昨日、同僚議員の御答弁にもありましたが、本当に美東の場合ですが、美東の場合は、入居率が66%で、空き家率は34%ということがあるとのこと。このように、空き部屋が多い状況を何とか対策を考えなくてはなりません。

多くの方に、豊かな自然、人間味の厚い温かい、この美祢市に住んでいただきたいと思うのです。そのためには、住みやすい住環境の提供が必要です。

住宅の建築年数によっては、劣化がひどくなっている部屋もあります。経年劣化の住宅については、使用料の家賃ですが、この見直しをするべきと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 公営住宅の家賃の算定は、公営住宅法により計算式が定められており、入居基準を満たす低所得者については、収入、部屋の面積、建築年度等により決定しています。

なお、入居基準により収入が超過する場合は、段階的に家賃が増加し、高額所得者は、民間住宅並みの家賃となります。

次に、特定公共賃貸住宅の家賃については、昨日の山中議員の一般質問でもお答えしたとおり、法律において、「近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう

定められるものであること」と規定されていることから、本市では、令和3年度に不動産鑑定を実施し、令和4年4月から、市内4団地の家賃を改定したところです。今後も定期的に不動産鑑定を行い、適正な家賃設定に努めることとしております。

なお、実際の入居者が負担する住宅使用料は、入居者の収入に応じて減額を行うこととし、条例では、入居者負担額として定めておりますが、本市独自の取組として、18歳未満の子どもがいる世帯については、月額3,000円を減額し、子育て支援と定住人口の増加に努めています。

最後に、定住促進住宅は、山口県住宅供給公社より払下げを受けた住宅であり、他の住宅との均衡を図りながら、条例で家賃を定めております。

今後の家賃改定につきましては、引き続き、他の住宅家賃変動を注視し検討を行いたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 家賃使用料の算定方法については、入居者のしおり、この中にあるわけなんですけれど、この中を見ますと、算定方法が書いてあるんですけど、この中に市営住宅の立地条件、規模、建築時からの経過年数に応じて算出するとありますが、この経過年数で劣化している、この劣化については、考慮はされないのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

家賃の算定については、公営住宅法施行令第8条第2項により、計算方式は定まっております。その中で、立地条件、規模、経過年数等を係数として掛けるようになっておりますので、考慮されているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 経過年数が考慮されているようですが、お尋ねしたいのは、劣化について、どの程度考慮されているかということがお尋ねしたかったのですが、今数字を出すわけにはいかないでしょうから、これについては、また再度お尋ねします。

そして、次にですが、建物の維持管理についてお尋ねいたします。

市営住宅のしおり、これですが、冒頭に「市営住宅は低所得者で住宅にお困りの方に安い住宅使用料で入居していただく住宅で、その建築費や維持管理費は、国・県・市が負担している」とあります。

また、維持管理費は、市が——また、その維持管理費ももちろん市がしているとあります。

この中でも先ほど言いましたように、定住促進住宅、特定公共賃貸住宅などのしおりにも同じように、建築費や維持管理費は、国・県・市が負担しているとあります。それなのに、この入居者のしおりの中には、修繕区分の記述がありますが、これを見ますと入居者の負担が多いと感じるのです。ここに表がありますが、入居者負担の割合が多く感じます。

そうした中で、入居者が、もちろん入居者の方が故意や過失なら当然負担すべきものですが、経年劣化に修理の必要なものは、大家であるべき市が負担するものと考えますがいかがでしょうか、お尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 本市では、主に2つの手法により、適切な維持管理に努めているところであります。

1つ目として、国の補助金を活用しての外壁改修や屋上防水改修による住宅長寿命化によるための改修であります。

外壁改修等については、現地調査により劣化が進んでいるものから順次実施をしております。

2つ目は、民間活力を活かした維持補修でありまして、令和3年度から取り組んでおります。

具体的には、市内の民間事業者が入居者から直接修繕依頼を受け、直接現地確認を行うことにより迅速な初期対応、土日夜間も含めた緊急対応を可能とする体制を構築しております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 先ほど言いましたが、この住宅のしおりの中の修繕——住宅修繕区分ですが、この中でいろいろと先ほど言いましたけれど、入居者の負担が多いのではないかということなんですが、住宅使用料を払っておられますので、支払

った家賃はどのように使われてるのか、お尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。

家賃については、先ほども申しましたように、法律で定められた算出方法で計算しているわけですが、建物の建設に関わるものの費用、あるいは改修、先ほど申しました改修などした費用、そういったものも当然家賃に反映させるようなことになっておるとおもいます——なっております。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 今、入居されていらっしゃる方が本当に修繕内容のところ、入居者の割合が大きいということで、家賃は支払ってるのにとということで、先ほどの——国・県・市が負担する——維持管理——維持費はする——負担するとあるのに、こういった入居者に負担が多いので、本当に家賃は見直していただきたいという御意見もあります。

そうした中で、結露がひどくて、その結露の水が窓のさんを伝ってさらに壁に伝わって、その下の電気の差込、コンセントまで達しているお部屋もあります。こうしたことは、漏電の危険——漏電になって、火災の危険もあります。全部が——住宅が全部こういった状況とは言いません。全部ではないかと思いますが、この対応についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 議員御指摘の結露についてであります、市営住宅に限らず、住宅では隙間が少なく自然換気が十分できないため、一般的に暖房器具を使用する冬季や湿気が多い梅雨時期には、結露が起こりがちで、特に北側の壁などに多く見受けられます。

これらのことは避けがたいことであるため、入居者の方々にはお手数をおかけしますが、部屋の換気、結露が発生した場合の拭き取りをお願いしているところです。

その上で、特段の事情により結露が多い部屋につきましては、現地を確認の上、補修等の対策を含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 本当にひどいところがありますので、ぜひよろしく——現場を見られて、よろしく対応をお願いいたします。火事になってからでは遅いと思いますので、よろしくお願ひします。

そして、入居者——住宅の入居者の方も歳を重ねられても住んでいただけるように、快適に住んでいただける住宅改修が必要かと思ひます。お風呂の段差、お部屋の段差、手すりの設置など、住宅改修についてお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 公営住宅の改善事業については、長寿命型、居住性向上型、安全性確保型、福祉対応型の4つの類型ごとに限られた財源の中で、住棟別に必要性や効果による優先順位を考慮し、美祢市営住宅長寿命化計画に沿って適切に実施しております。

手すりの設置については、国の補助事業を活用し、福祉対応型として、高齢者等が安全・安心して居住できるよう、計画に沿って改善事業を行っているところであります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） よろしくお願ひいたします。

これは、セクト主義と言われそうですけれども、美東町の三本松住宅なんですけれども、これの建築ももう30年近くなるわけなんですけれども、建築当時は、中庭に人工芝生が敷いてあったのです。今は全く影も形もないわけですが、草が生えてますが、元のように人工芝生を植えていただけますでしょうか、お尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） ただいま御質問がございました人工芝の敷設でございますが、市営住宅としての目的を達するための最小限のもので実施をしたものであると思われませんが、市が行ったかどうかにつきましては、今後調査を行います、今後の新たな敷設については難しいというふうと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 次に、草刈りについてお尋ねいたします。

冒頭お尋ねしましたように、入居者の減少、また高齢者世帯、高齢者の単身世帯

などが——そしてまた、いろんな事情で共同作業に参加者が少なく、草刈機を使う人も少ない、こういった状況の中で、維持管理が難しくなっている状況です。

これらの草刈りの支援についてお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 市が植えた樹木で、高木なものについては、原則として、市が剪定・管理を行います。低木の剪定・管理、草花の手入れ、除草については、入居者において行っていただくようお願いしております。

市営住宅での生活は入居者同士の協力が必要です。明るく快適な生活ができるようお互いに助け合って、清潔で文化的な楽しい生活の場となるよう努めていただきたいと思いますと考えております。

なお、近年、入居者の減少、高齢化などにより、共同作業が難しくなっていることは認識しております。

市といたしましては、入居率を上げ、入居者の負担を軽減させるため、特定公共賃貸住宅の家賃の見直し、定期募集に加え随時募集を開始するなど、空き部屋の解消に努めているところであります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） そういった手入れは入居者の負担だという——負担でということでしたけれど、空き部屋になっている1階の、これは美東町——当時美東町でしたから、美東町が目隠しのために植えた樹木なんです——垣根ですけれど、空き部屋になっているところは、市でこういった切るなりいろいろ剪定するなり、管理はしていただけるのかどうかお尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 現地を調査の上、必要があれば、市のほうで対応いたしたいと思います。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） ぜひ、現地を見られてお願いいたします。必要があるのでお尋ねしております。どうぞよろしく申し上げます。

次に、共益費についてお尋ねします。

共益費で賄われている電気代の支払いの範囲と維持管理についてお尋ねします。

市営住宅募集の御案内という冊子があるわけですが、冊子によれば、12ページなんですけれど「廊下灯、階段灯の電気代などの負担をしていただく」とあります。それはもちろんでしょう。

しかし、公道と呼ばれる、公の公道と呼ばれる、皆が使う公道の道の街灯の電気代とか電球の故障とか、少ない入居者の共益費で賄うのは本当に限界があります。

こうした公道の街灯については、大家である市の責任ではありませんか、お尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 現在、本市の公営住宅では、団地内の共用部分の管理については、金銭管理を含めて入居者自らが行き、基本的に、市は共益費には関与しておりません。

また、共益費の使途につきましては、団地内の清掃、植栽管理、電球の交換などではありますが、入居者自身が役務を提供することにより、最も費用がかからない管理形態となっており、家賃に見合った合理的な管理手法であると考えております。

しかしながら、近年、入居者の高齢化や入居者意識も変化しておりますので、入居者による共同負担の原則を維持しつつ、現状と課題を踏まえ、今後の共益費制度の在り方について検討していかなければならないと認識しております。

市といたしましては、先ほど申し上げた空き部屋の解消の施策等により入居率向上に努め、共益費の負担ができる限り少なくなるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、防犯灯についてのお尋ねでございますが、市営住宅団地内の防犯灯や階段灯などについては、器具の設置及び修繕は市が行い、電球等の取り替え、いわゆる消耗品の購入は、入居者をお願いしているところであります。

各地区の防犯灯においても、電球の取替えについては、地元の自治会費等で負担していただいておりますので、公平性の観点から、引き続き団地の共益費等により負担していただきたいと考えております。

防犯灯は夜間の歩行の安全、防犯抑止に欠かせないものでありますことから、各地域で設置位置や維持管理に関してよく協議された上、これまでと同様に、市と美祿市社会福祉協議会が共同で実施している防犯灯設置費助成事業を活用していただ

ければと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 防犯灯のことなんですけれど、ちょっと事業名をちょっとはつきり覚えてないんですけれど、灯る——美祢市を明るく灯る日の街づくり、何かそういったのが——明るい日の灯る街づくり、何かそんなのがあるわけなんですけど、その活用できないかということをお尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 議員御発言の事業は、灯る街づくり事業であります。

灯る街づくり事業は、基本的に都市計画税を財源として、都市計画道路などの都市施設を中心に、用途地域内にある老朽化した街路灯の灯具を水銀灯からLEDに変更するものであります。

街を明るくし、活力と潤いのある街づくりを創造するとともに、防犯効果を高め、維持管理コストを減らし、CO₂が削減するなどの地球環境に優しい街づくりを推進する事業であります。

なお、美東・秋芳の両地域まちづくりセンター周辺の地域拠点においても、地域課題に対応しつつ、拠点機能を集約し、地域特性に応じた魅力ある土地利用や整備を推進してまいりたいと考えており、用途区域ではないため一般財源を活用し、この事業により、通学路や交差点など主要な箇所、あるいは市民ワークショップで要望があった箇所から順次、街路灯を設置してまいります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 今の防犯灯ですけれど、あるところもあるし、消えているところもあります。

私は、ちょっと夜にチェックして歩いたんですけれど、灯はついてるけれど、植えてある木が生い茂って、その影をして、防犯灯の役目を果たしていないというところもあったので、それを切るとかしていただきたいと思います。

それから、三本松のことばかりで申し訳ないんですけれど、川の裏の——川土手のほうなんですけれど、植えてある木がかなり大きくなって、電線に当たっている箇所もあります。当たってる箇所では、電線にカバーがしてあるんですけれど、も

うじき当たりそうなところもあるので、その下——大きくなった樹木についての管理もよろしく願いをいたします。

今、住んでおられる方が安心して住めるように、そしてまた美祢市に住んでいただきたい、その人口を増やすためにも、こうした住みやすいまちづくりをしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、高齢者の安心プロジェクトに移ります。

昨年の11月ですが、私は議員研修に行ってきました。皆さんから頂いた税金で、政務活動費を使って、しっかりと使わせていただいて、議員研修に行ってきました。ありがとうございます。

そしてですね、その中で、地方に人を呼び込む観光戦略と人口増加戦略という内容でした。

地方に人を呼び込むための戦略、持続可能な自治体の運営、市民の満足度ナンバーワンとして、全国でも最も先進的な事例として、兵庫県の明石市の取組が紹介されました。今回は、その中でも、高齢者が安心して暮らすということで、認知症のリスクを減らすということ、認知症についての研修もありました。

その中で、認知症のリスクを減らすにはということで、バランスのとれた食事——研修の中では、バランスのとれた食事、これは地中海食とあって、魚介類、野菜、果物、豆類、乳製品などが紹介されました。

また、運動は1日置きでもいいから、有酸素運動、ウォーキングや散歩、ラジオ体操、水泳なども紹介されています。人とのコミュニケーションも大事だということです。

また、脳トレーニング、ナンプレ、漢字ドリル、クロスワードパズルなど、そして、音楽を聞く、絵を描くなど、認知力アップなどが有効とのことでした。

認知症のリスクを減らすための美祢市では、どんな事業が展開されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 本市の認知症予防に関する取組としては、介護予防教室、認知症予防講演会の開催、認知症カフェの設置、専門職が認知症ケアを学ぶ研修会の開催等があり、介護予防教室では、運動、栄養、口腔、認知症に関して学ぶ場以外にも、地域の人との交流の場にもなっております。

また、国が推進する認知症予防の取組において、予防の意味は認知症にならないということではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという事です。

認知症の発症を遅らせる可能性が高いと示唆されている糖尿病、高血圧などの生活習慣病予防や社会的孤立を防ぐための社会参加機会の確保及び役割の保持等の取組について、今後も継続して実施してまいります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） コミュニケーションを持つために、いろんな社会参加が必要だということなんですが、社会参加もいろいろありますけれど、サロンとかありまして、コミュニケーションを取るわけなんですが、その点よろしくお願ひいたします。

そしてですね、早期発見、早期治療の事業についてお尋ねします。

明石市の例では、早期に気づく、そして診察に早く行く、そのために65歳以上の認知症診断費用を全額無料にするという政策がありました。

その政策の主なもの4個あるわけですが、一括してちょっと述べますが、後で詳しくは一つ一つお尋ねしたいと思うんですけれど、今の1つ目とそして2つ目は、認知症のチェックシートというのをつくって、出した人には、金券を500円払っているということでした。そして3番目は、認知症の疑いのある人には、最大7,000円分の検査費用を助成をしているということでした。4つ目は、認知症と診断されたらタクシー券を6,000円分出すという内容でした。

早期発見のための受診の重要性は分かっているけども、当面お金がないから行けない、痛いわけでもない、骨折をして動けないわけでもないからいいやと受診が伸び伸びになっているのではないのでしょうか。

しかし、費用などの支援があれば、一歩でも二歩でも受診に足が進むのではないのでしょうか。これらの支援に取り組まれるかどうかお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 認知症は早期に診断を受けることで、症状が軽度なうちに、本人や家族が今後の生活について話し合い、準備をすることができるほか、服薬治療を行うことにより、進行を遅らせることができる場合があるなどのメリッ

トがあります。

そのために、本市では、早期診断、早期対応の重要性について、高齢者やその家族、または広く地域住民を対象にサロン、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座及び介護予防教室等で周知をしているところであります。

また、美祢市立病院では、もの忘れ外来を実施しており、もの忘れの状態について、専門医に相談することができます。

山口県においては、オレンジドクター制度が創設されており、もの忘れや認知症について気軽に相談できる体制づくりが整備され、市内医療機関にもオレンジドクター、プレミアムオレンジドクターがおられますことから、専門相談機関として御利用いただくことができます。

議員御発言の明石市のように、検査費用の助成やギフト券の配布等による予防対策を推進する方法もありますが、本市では、広く市民の皆様に早期診断、早期対応に関する普及啓発を継続して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 先ほどは、ぱぱっと4項目をお尋ねしました——言いましたけれど、1回1回についてお尋ねしたいんですけれど、早期発見に診察に行くために、その費用が、認知症の診断費用が幾らかかるか調べていただきました、担当課の方に。

そして軽度認知障害という、MCIっていうんですけれど、その診察に医療費が2万ぐらいかかるという話でした。そして、これも保険が適用されないということなので、ますます認知症の早期発見が遠のくのではないかと思うんですけれど、こうした——少しでもいいから、補助が出ないものかと。

また、MRIっていうんですか、こう輪切りして、あの分だったら保険が適用されるというので、何らかの方法で、早く気づくということが大事ではないかと思えます。この費用を一部でも出していただけますでしょうか、お尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるように、いかにですね——そのために、健幸百寿にも取り組んでいるところなんですけど、会社勤めの方は、本当に、まずはよく健診、人間ドックを御

利用いただきたいと思います。その中には、当然脳ドックもあるわけでございます。

そして、本市の特徴的な取組として、やはり後期高齢者の75歳に至るまでの国保の期間に、いかに健康に過ごしていただくかということは本当に重要でございます。そのために、国保のほうでですね、脳ドックも準備させていただいております。

突然のちょっと質問で十分な回答ではありませんけど、それでも個人的な費用というのは3,000円程度ではなかろうかと思いますが、費用負担はですね。ですから、これにも多くの方が御利用いただいておりますので、引き続き、脳ドック等も積極的な御活用をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 何か脳ドックがあるということで、しかも3,000円ですか——ということなのですが。

先ほどのMCI、軽度認知障害の診察ですけれど、これに行くことで、今言われたのももちろん大事ですが、こうした診察に補助金出していただくということで、将来にわたって医療費の削減にもなりますし、各種の保険の会計にも影響があつて——よい影響があると考えますので、ぜひ前向きによろしく願いいたします。

それと、2点目の認知症のチェックシートの提案ですけれど、これは金券500円出して、チェックシートをチェックして出したら500円があるということなんですけれど、美祢市の場合は、市のさくらギフト券の活用がいいのではないかと思います。これについては実行していただけますでしょうか、お尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 認知症チェックシートを提出した人に、金券を500円分、美祢市の場合は、さくらギフト券の活用がいいのではという御提案でございます。

この制度の中身も含め内容検討させていただきまして、今後、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） ぜひ、よろしく願いいたします。

それと、認知症の疑いがある人には、最大7,000円の検査費用というのがありま

したが、これは、やはり1番ともダブるのかなあと思うんですけど、明石市では、検査して、そうした検査受けた方の結果が無駄にならないようにというので、その検査費用も出すということでしたけれど、今のいただいた答弁の中で、この1番をもうちょっと充実すればいいのではないかと思って。

3番目は飛ばして4番目なんですけれど、認知症と診断されたら、明石の場合は、タクシー券を6,000円分払うということなんですけれど、美祢市の場合は、透析患者の方にも500円の券が何枚か出てるわけなんですけれど、認知症に診断されたらタクシー券、これを出すことはできないかと思います。月に1回かな、12枚ぐらいで6,000円といえば、美祢市の500円タクシー券にすれば12万になるわけなんですけれど、これができるかどうか。

70歳以上から福祉医療タクシー——移動バス券が出てるわけですけど、100円で移動ができるのがあるんですけど、これは70歳にならないと使えないので、70歳以下の方が認知症と診断され、診察に行く場合に、この券があると本当に助かられると思うんですけど、いかがでしょうか、お尋ねします。

○副議長（村田弘司君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 認知症と診断されたらタクシー券をという御提案でございます。

今現在、美祢市では、障害者手帳等をお持ちの方に、タクシー券は配付をしております。

で、この認知症の方へのタクシー券ですが、恐らく認知症の方1人でタクシーというのは難しいと思います。そのときに、同乗者の方をどうするかとかそういったことも検討しなくてはならないと思いますので、その辺りも含め、明石市の事例等を調査させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） どうぞよろしく願いいたします。普及啓発事業もしていただけるということなので、よろしく願いいたします。

そしてですね、これは答弁は求めませんが、市立2病院、早期発見が大事ということなんですけれど、予防が大事ということの啓発もありますけど、市立2病院では、病気を治すことはもちろんですが、こういった認知症に限らず、予防事業

にも力を入れていただきたいと思います。

今回、認知症についてお尋ねしていますので、この認知力アップのデイケアのメニューがあると認知症リスクの改善になるのではないかと思います。病院事業局におかれましても、こうした事業を実施していただきたいと思います。

先ほど言いましたように、移動のための100円バスもあるんですけど、病院間の無料バスもありますので気軽に参加できると思いますので、この予防事業にも力を入れていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

そして、次に移りますが「認知症オレンジ手帳」の発行というのが明石ではありません。

明石では認知症オレンジ手帳等の——これは手続とか事業に参加するとかいろいろなサロンとかですね、それから先ほども答弁にありましたけれど、サポートを受けると、こういったことの持続的な支援をしているオレンジ手帳——認知症オレンジ手帳というのがあるわけなんです、美祢市ではどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 「認知症オレンジ手帳」とは、認知症になったときに、医療や介護、様々な支援機関が情報を共有し、本人の意思を尊重した対応を効果的に行うための手帳であり、日本精神科病院協会や兵庫県明石市、長崎県諫早市などが作成されていると認識しております。

本市においては、このような個人向け手帳の作成、または発行は行っておりませんが、在宅医療・介護連携推進事業において、医療と介護の連携を図り、本人の意思を尊重したケアを行うことができるように努めているところであります。

また、認知症が気になる人やその家族などに向けて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるかについて示した「認知症ケアパス」という冊子を昨年度に改定し、市内の全戸に配布しております。

この認知症ケアパスには、人生を最後まで自分らしく過ごすための情報を記入する「わたしのページ」を新設しており、認知症が進行する前に本人の希望を聞くことで、本人に寄り添ったケアを行うことができるよう御活用いただきたいと思います。

引き続き、認知症施策の推進につきましては、認知症の人とその家族の声を広く

反映できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） そこで、認知症サポート事業なんですけれど、この明石では、小学校・中学校生向けの認知症サポート養成講座が開催されています。

そして、成年後見人支援制度もありました。市民後見人——市民が弁護士さんとかではなくて、市民が後見人の養成講座を受けるなどの事業が展開されていました。

美祢市では、これらの事業について、養成講座についてどのようにお考えでしょうか。

また、現状があればお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） まず、認知症サポーターについて御説明します。

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者のことです。現在、本市には、4,738人の認知症サポーターが養成講座を修了しておられます。

また、小中学校での認知症サポーター養成講座の実施は、平成26年度から開始し、現在も継続して行っています。コロナ禍が明けたことで、昨年度は9校、本年度は5校で、児童生徒とその保護者がサポーター養成講座を受講されています。

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、周囲の人の理解や温かい見守りが何よりも必要となります。

今後も、認知症サポーター養成についての取組を継続して行ってまいりたいと考えております。

次に、成年後見制度については、その利用促進を図るため、本市では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を推進しております。

地域包括支援センターを中核機関とし、広報・相談・制度利用促進・後見人支援などの役割を担いながら、関係機関との連携を強化しているところです。

令和7年度においては、まずは市民の制度への理解を深めることを重視し、専門職による講演会や出前講座を実施する予定です。こうした取組を通じて、成年後見制度への関心を高め、必要な支援につなげていくことが重要であると考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 本当に、市民の理解が本当に大事だと思います。

そして、次に移ります。

地域総合支援センターについてお尋ねします。

美祢市は、地域的にも広域で、バスの便も悪く少なく移動が困難です。支援センターを市内数か所に置いて、専門職が総合的に支援する制度が必要だと思います。

専門職の訪問などで寄り添う、そして支える事業が必要と考えますが、事業の実践等についてお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

御質問の地域総合支援センターとは、明石市を例に出されましたけど、明石市などが設置しているセンターで、高齢者、障害者、子どもなど生活上の困難を抱える状態にある住民に対して、関係機関・関係部署等が連携し、総合的な相談対応や支援調整を行う機関であると認識しております。

本市において、2圏域にそれぞれ設置している地域包括支援センターは、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活が送れるよう、高齢者のあらゆる相談に応じ、適切な機関と連携して総合的な支援を行っており、認知症に関する相談窓口でもあります。

来所や電話での相談のみならず、高齢者の状況により職員が訪問し、相談に対応しております。

相談の中には、家族で課題を抱えるケースもあり、地域包括支援センターの対象の範囲では解決しないケースが増加しております。

先ほど、竹岡議員の御質問や末永議員の御質問にありましたように、令和7年度からは、地域包括ケアシステムの理念を世代全分野、全世代全分野を対象として構築する重層的支援体制整備事業に本格的に着手いたします。

この事業は、地域共生社会の実現のため、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業であります。

この事業を通して、全ての市民の皆様が住み慣れた地域で、家庭でいつまでも自分らしく、健康でいきいきと生活できる地域社会を実現することは、市民お一人お一人が地域社会の一員として大いに活躍されることであり、全世代活躍のまちづくりの実現につながるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 本当に大事です。住み慣れた地域で、全員が誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きる、本当に大事なことです。認知症になっても、本当に安心して暮らせるまちづくり、本当に大事なことです。これも人口を増やす戦略になります。

健幸百寿プロジェクトもありますけれど、皆さんが健康で、100歳まで、本当にお金の心配もなく安心して住めていけるようになる美祢市でありたいことを願っておりますので、今後ともまたよろしくお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

〔三好睦子君 自席に着く〕

○副議長（村田弘司君） それでは、この際、午後2時10分まで休憩します。

午後1時54分休憩

午後2時10分再開

○副議長（村田弘司君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。戎屋昭彦議員。

〔戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○8番（戎屋昭彦君） 新政会の戎屋昭彦と申します。本日最終、しっかり頑張りますので、お付き合い願いたいと思います。

本日は、美祢市立2病院の現状と今後と危機管理という2点について大きく聞いていきますので、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に、美祢市立2病院の現状と今後についてということで、質問させていただきます。

今まで、美祢市立2病院は病院改革プランを作成し、実行され、病院改革をされてきています。

私も以前、病院改革プランについては一般質問をさせていただきました。

また、今回、昨日同僚議員も病院改革プランについても質問されておられます。

まず、市立2病院の基本理念は、美祢市立病院は、市民に信頼され思いやりのある医療を提供します。美東市立病院は、地域の実情に合わせ適切な医療の提供に努め、医療を実現可能な範囲で継続していくとなっております。

自治体病院としては、少子高齢化、過疎化が進む中山間地に位置する本市において、市民が安全・安心して暮らしていけるように、地域に必要な医療を安定的に提供していく、昨日も出ておりますように、地域密着型多機能病院として運営していくことが重要だと思っております。

また、患者に対しては、病院の医師、看護師及び職員の意識改革、研修等により、患者に対して優しく接することがこの市民病院の必要なことだと思っております。

そこで、まず最初に清水事業管理者のほうに、昨年来られて、この1年間、他の病院でも勤めていらっしゃると思いますけど、その辺り、美祢市立病院に来られて、この1年間がどのように感じておられるか、お聞きしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 清水病院事業管理者。

○病院事業管理者（清水良一君） ただいまの戎屋議員から、この1年間を振り返って、私の忌憚ない思いを聞かせてほしいということです。

冒頭に、今の御質問にも関係するんですけども、1つ前の三好議員が今認知症のことを言われました。

幸いにもこちらに着任しまして、すぐにですね、山口県市町村の共済組合、篠田市市長様がさら監事を務めておられます地方公務員の集まりの会ですけど、そことコラボをして、令和6年度、令和7年度の2年間にわたりまして、両市立病院のスタッフとそれからそういった共済組合のスタッフが協働して、県民の皆様方に健康学校という形で、2か月に1回、健康だよりの中にいろんな病気のこととか、それから健康管理の上から健康寿命を延ばすような話、そういったことを掲載してまいっております。

三好議員が先ほど認知症のことをお話しされましたので、実は今年の第3号になりますが、5月、6月号ですね、そのゲラ刷りの1枚、健康学校の資料があるんですけども、当院の美祢市立病院の松永登喜雄院長が「認知症から脳を守ろう」というタイトルで、今、文面を作られまして、私がディレクターも兼ねておりますので、

今校正しておるところです。

先ほど来、MRIといったそういう脳ドックの費用のこともありましたので——御質問がありましたので、非常にいい文面に仕上がっておりますので、そこに脳ドックのことも、費用面も含めて追加記載していただく形で共済だよりのほうに発行していただこうと、そういう形で、事業局としましてもこの1年間こういった形で、共済だよりの形で、県民とのつながりを持ってこれたことが1つの幸せでございました。

で、いろんなアンケートの結果を踏まえて、それから、県民の人たちが何が一番知りたい情報なのかということも分かりましたので、そういったことも踏まえて、今後の取組に活かしていこうと思います。

ちょっと時間をとりましたけれども、ただいまの戒屋議員の最初の御質問にお答えします。

私が、昨年4月に病院事業管理者として着任して以来、まず、今振り返って思うのは、次の3つであります。

地域、特にへき地への医師派遣には多額の負担が伴い、この前提の基に病院を運営していかなければなりません。それでも医師を確保しなければ病院は成り立たないわけですから、派遣元である山口大学医学部附属病院の各教室と協議を重ねてまいりました。

それを総合すると、市立病院・美東病院の2つの病院を一体的に運用すること、それを目に見える形で示すこと、それができれば、医師派遣を継続するというのが山口大学の考え方であると理解しております。

もとより、病院は、院長の指揮下に行動するものであり、それは重要なことではあるのですが、これまで単体で行動していた各病院を連動させる——連動させることを意識し、1つの病院が広い美祢市の中で、美祢地域と美東・秋芳地域の2つの地域に分かれて医療を提供しているという考え方を持つに至りました。

例えば、外科・整形外科・眼科を問わず、外科系の手術は市立病院に一本化してやっていく。手術後の病状が落ちつけば、患者さんや家族の利便性等を考えて、どちらかの病院で入院を継続していただくといったことや、そのほかにも、市立病院の専門医が美東病院で外来診療などが行えないかということです。

このことは、市立2病院の幹部を経営戦略会議という形で4回にわたり招集し、

意思統一を図ったところであります。

2つ目は、市民の健康増進への関心とともに、市立2病院利活用への啓発が必要であるということです。

市内7地区の民生委員・児童委員・協議会定例会に、過去半年の間におおむね1地区4回の健康講話という形でお話をさせていただいております。これを市立2病院の情報提供の場として、市民の皆様の利活用に結びつけたいと考えたためです。

3つ目は、医療、特に高齢者の多い地域の医療は、介護はもとより、疾病予防や介護予防とも一体不可分の関係にあることから、特に入院医療を担当する市立病院2病院だけでなく、医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護関係事業者・社協・消防並びに老人会の皆様方とオール美祢で連携し対応しなければならないということがあります。

このため、地域医療の基本を議論する場である地域医療推進協議会で、本市の医療介護の問題点と対応方針をより具体的に明らかにする必要性を感じ、地域包括支援センター長2名も新たに構成員に加え、来年度の早期開催に向けて、担当課で準備を進めていただいております。

この3つを全力でやってきた1年だったというのが今の思いです。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戎屋昭彦議員。

○8番（戎屋昭彦君） 今、清水事業管理者のこの1年間やってきたこと、よく分かりました。分かりましたというか、私もいろんな近くに民生委員の方もいらっしゃいますし、いろんな情報をお聞きしてますので、当然、新しく病院改革ということでやっていただきたいと思います。

それで、引き続きこれに関しまして、清水事業管理者の今後、令和7年度以降、どのような思いで病院を運営していらっしゃるか、そこについてお聞きしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 清水病院事業管理者。

○病院事業管理者（清水良一君） 戎屋議員の御質問にお答えいたします。

来年度以降についての私の意見をということでしたので。

まずは、市立2病院の一体的運用をより一層進めてまいります。

さきに述べましたように、これにより、山口大学からの継続的な医師派遣が可能になると考えております。

また、へき地などの医師が少ない地域では、都市部以上に効率的な医療提供体制を組むことにより、地域にとって必要な医療を提供してまいりたいと考えております。

次に、市民との交流では、今後は、民生委員・児童委員を通じてのみばかりではなく、直接、市民の皆様に様々な機会を捉えて、市立2病院の利活用の啓発を行いたいと考えております。

経営強化プランに記載しておりますように、令和3年度における市立2病院への入院率は約45%である一方、市外の病院への入院率は55%近くとなっておりますが、約2年後の令和5年8月から昨年7月までの1年間で調査したところでは、市立2病院の入院率が49.7%となり、市外の病院への入院率と拮抗しております。

今年度も市立病院で二度、美東病院で一度、新型コロナウイルス感染症によりクラスターの発生で職員を出勤停止にした際には、入院患者の受入れを中止せざるを得ず、経営的には感染症に打撃を受けた1年でしたが、現在は、市立病院・美東病院とも損益分岐点に届く病床利用率90%前後で推移しており、職員は懸命に頑張っております。年間を通して、この状態が維持できるよう努めてまいりたいと思っております。

山口大学医学部附属病院やその他の大規模急性期病院に入院する必要がある疾患であったとしても、病状が落ちつけば、市立2病院で療養するという流れをより確実なものにしていくこと、市内の診療所はもちろん、介護施設や在宅サービス事業者との連携をより密にして、状態が悪いときは、例えば午前中に悪いときは、夕方になってさらに悪くなってから受診するというのではなく、より早め早めの入院につなげられるように、そういった連絡網を構築していきたいと考えております。

病床の稼働率が病院の経営状況を決定しますので、以上のことを徹底していく必要があると考えています。

ただし、現在、物価・人件費の上昇により、都市部を含めて、日本全国の病院が深刻な経営危機を迎えております。仮に、収益が上がったとしても、費用をカバーできない状態が続いているためです。

市立2病院のうち、特に市立病院においては、厳しい経営状況が続いております

ので、何とかここで踏みとどまらなければなりません。

このため、総務省事業である経営マネジメント強化事業の活用により、現在の病棟運営に加えて、自由診療部門の人間ドックや特定健診など、先ほどの認知症の脳ドックなんかも含めてですけども——などの健診事業の強化と経費削減策、介護老人保健施設の在り方などあらゆる選択肢を検討し、経営の安定化を進めていきたいと考えています。

特に、介護老人保健施設は、回復期リハビリテーション病院からの在宅への退所という取扱いにはならないんですけども、介護医療院に返還できれば、それが在宅扱いになるということで、紹介元にとっても利益が上がるというそういった利便性もありますので、できれば、介護医療院に転換したいんですけども、ただし、スタッフをそろえるための要件がより厳しくなりますので、規模はちょっと縮小してやらないといけないと、ただ、認知病棟だけは絶対に残さないといけないと——とも思っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、事業管理者のほうから来年度以降、いろんなお話をお聞きしました。

なぜ、私これお聞きしたかと言いますと、やはり次の質問にも関連するんですけど、昨日の同僚議員の中にも、美祢市から繰出金が出てて、その辺りかなり厳しい経営状態ということで、当然、そういったことをやっていかないと厳しいということはよく分かっております。ただ、今からの質問に対しては、厳しい中でどのようなふうに対処していただけるか、そこをお聞きしたいと思います。

市立病院は、昨年12月に1名退職されるということで、1月の末まで勤務をされたというふうにお聞きしています。それで、この2月以降、1名減の内科医師が循環器医師で、そして、昨日の質問を私間違ったらごめんなさいけど、4月にもう1名循環器医師が退職されると（発言する者あり）分かりました。

今、1名減ということで、今これ私、この2月からの勤務体系表を美東と両方持っているんですけど、これを見て、確かに市立病院は常勤の医師は、確かに内科・外科あります。

ただ、あるんですけど、本当健診が1日、週に1回ぐらいということで、美東病

院は6名の常勤の医師がいらっしゃって、いろんな交代もあるんですが、そういうふうにはやってる中で、市立病院として、この医師の減を今後どのように対処されるかお聞きしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 清水病院事業管理者。

○病院事業管理者（清水良一君） ただいまの戒屋議員の内科医、特に循環器内科医が退職する現状に対する、まず、私の考えを簡潔に述べさせていただきます。

議員御発言のとおり、今年1月末に、常勤の循環器内科医1名が大学人事によって他医療機関へ移動しました。また、この4月末で、同じく常勤の循環器内科医師1名が退職予定です。

さきの12月定例会の際にもお答えしましたが、県内においては、医師の働き方改革のほか勤務医師の高齢化が進んでおります。令和4年10月時点の県内医師平均年齢は53.3歳であり、それから、今もう3年近くなろうとしていますので、さらに上がっておると思いますが、全国2位となっております、高齢化率ですね。

また、若手医師不足の影響を受け、大規模病院への医師を集めるいわゆる医師集約の流れは、これはもう山口県内あらゆる地域で例外なく進んでおり、避けては通れない状況となっております。

病院事業局としましても、循環器内科医については、引き続き、山口大学の循環器内科の高座に常勤医師派遣を要望してまいります。まずは、今年4月から週2名の非常勤医師確保のめどが立ったところであるということをお場で申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今現状をお聞きしました。確かに、また、非常勤医師がということでお言葉があったと思うんですけど、私もなぜこの質問するかというと、当然、住民の方々、それと実はこれ、病院の名前言いませんが、医師の方——美祿市内の医師の方からも、市立病院は、医師が退職し、そして常勤がいない中、非常勤で大丈夫かというお話も聞いたので、今お聞きしています。

やはりこの辺り、今後、当然常勤の医師の確保が非常に難しく非常勤で対応ということになるかと思えますけど、その辺り、今後の医師と看護師、看護師も退職される方、また、入られる方いるかと思えますけど、その辺りでの御対応についてお考

えがありましたらお聞きしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 清水病院事業管理者。

○病院事業管理者（清水良一君） 戎屋議員が今申されましたように、市民の方々が病院の存続等々も含めて御心配されてることは、もう重々我々も承知しております。

そういうことを踏まえて、事業局としては、しっかりと大学喧噪、また、大きな大規模な病院との間で相互の利益も含めて、今模索しておるところですけども、まず、今後の医師確保への対応についてであります。健幸百寿事業など、行政の取組や市立病院医師の指導医資格取得の評価をいただき、市立病院は、県内で数少ない総合診療医の研究施設——研修施設に認定され、令和4年から総合診療医の派遣を山口大学からいただいております。今後も、総合診療医を目指す若手医師の受入れを積極的に行いたいと考えております。

実は、総合診療医は、まだ総合診療科という標榜は許可されてません。でも、日本医師会、その他の御理解を得られた暁には、総合診療科として、これは内科の一環として、内科医として扱うことができるかと心得ていただければと思っております。

こういった健幸百寿プロジェクトとか指導員の資格を取れるそういった体制を整えたことで、その成果として、令和7年の4月から13年ぶりに、県から自治医科大学卒業医師1名、また、山口大学医学部附属病院総合診療部から医師1名、合計2名の総合診療医が新たに派遣されることとなりました。

今後も引き続き、山口大学や県に対して、総合診療医にとどまらず、他診療科も含めて、常勤医師派遣について要望してまいります。

次に、看護師確保の対応についてです。

病院事業局においては、看護師数を確保するため、新卒採用及び随時採用の募集を行っていますが、全国的に看護師不足の状況が続いており、募集定員数の採用には至っていません。

現在、山口大学の救急医療の20床ある病床も看護師不足のために4床は稼働していない。16床で稼働しないと、なかなかその稼働するための要件を満たさないということで、大学病院ですらそういう状況になっているところであります。

現時点では、市立2病院とも派遣看護師等を活用しながら、安全に医療が提供できるよう看護体制を整えています。

また、看護学生の研修の受入れや中高生の職場体験学習の受入れのほか、早い時

期からの看護学校訪問、各種就職説明会等への参加を行い、看護師等奨励金制度の活用を周知するなど、看護師確保に向けた取組を行っています。

今後も経営継続して、安定した看護師確保に向け努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、医師・看護師確保のことで、いろんな御苦勞されてるのはよく分かります。

私がどうして先ほどから非常勤医師とか看護師のお話をお聞きするかというと、やはり地元の——大変比較して申し訳——いいかどうか分かりません。

地元の病院というのは、患者が病院に行っても、先生が診察は5分でも、ちょっと後、雑談という意味じゃないんですけど、そういった個人的なお話とかいろんなことをすることによって、非常に病院に行きやすい。

看護師の方も、私も健康診断しか行かないんですけど、行ったときに、看護師さんが、何々さん元気やったとか、そういった言葉をかけることが非常に病院に行きやすくなるかと思えますんで、ぜひ医師の定着含めて一生懸命患者と接してもらえたら、よりよく市立病院になっていくんじゃないかと思えますんで、よろしく願いしたいと思えます。

もう1点、市立病院と美東病院と、先ほど、私常勤の医師の数をお話ししましたけど、この辺り、先ほどコラボというお話があったかと思えますけど、その辺り、ぜひ市立病院と美東病院との医師の対応で、清水事業管理者も外科の手術で美東病院に行っていらっしゃったり、美東病院の外科の先生が市立病院に来て手伝っていらっしゃるとお聞きしてますけど、その辺り、また今後、何かコラボのお話がありましたらお聞かせ願いたいと思えます。

○副議長（村田弘司君） 清水病院事業管理者。

○病院事業管理者（清水良一君） 両病院が一体運用する中で、先ほども、手術は市立病院のほうに一極集中する形のほうが、物品の整理とかそれからオートクレーブで機械を消毒したりする作業、非常に効率化が図れますので、そういった形で、手術は市立病院のほうに一体運用するようにしております。

全体的の話としてですけれども、私は、本市の人口規模において必要となる自治体

病院が、地理的な必要性から2つに分かれて存在しているのが市立2病院であると捉えています。だから、元は医局は1つという考え方ですね。

また、先ほども申し上げましたが、大学そのものにも医師が少なくなっており、市立2病院への医師派遣の前提として、両病院での医師の一体的運用、効率的活用の考え方を大学に今後も示し続けなくてはいけないことは、私も承知しております。このため、市立2病院という組織を1つの医局として円滑に動かすために、機能を集約して、戦略的に組織運営することは必須であると考えています。

私も消化器外科医として、両病院でそれぞれ1日ずつ外来診療に当たっていますが、実は先々週、美東病院で外来診療したときに、片道5,000円、往復で1万円のタクシー代を払って、外科の手術後の外来処置に通われた方がおられました。

で、すぐ、これ事務局のほうにも了解し、私の同僚の森岡医師が向こう常勤でありますから、彼を通じて、古屋事務長さんのほうに掛け合っていたと思うんですけども、病院のほうから御自宅まで、病院の車でお迎えに行くような形で、そんな術後、週に3回も4回も通院するのに、毎回1万円払うようなことじゃ駄目だということで、その話で患者さんとも花が咲いたというか、その中で、私が市民に直接啓発するような活動を始めたいというふうに言われ——申しましたら、もうそういう折にはぜひ参加しますというふうに、患者さんからも声かけしていただいたところですよ。

両病院で、消化器外科医、今現在5名おります。整形外科医1名が常勤しているこういう状況を踏まえると、市立病院に、消化器系や整形外科及び眼科の手術を集約し、消化器内科医が常時4名勤務している美東病院においては、内視鏡による検査や処置を必要とする患者を集約するなど、今まで市外の医療機関へ紹介してきた患者をできるだけ両病院で対応し、市民の皆様の負担軽減と医療ニーズに応えていきたいと考えております。

この水曜日も、美東病院の私、外科の外来やっておりましたけども、お二方、手術の必要な症例、患者さんがおられましたので、来週火曜日とそれから4月に入って早々の火曜日に若手のドクターの外来に紹介させていただいたところですよ。

こういう形で、相互乗り入れしておく、美祿市内で、うちの市立病院の中で対応できる疾患についてはしっかりとカバーできる体制が整うんじゃないかと、それがひいては健全な経営にもつながるものと信じております。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） よく分かりました。同じ病院の医局ということで2つの病院を一緒になって、当然別々診るんですけど、医者のコラボで、患者の対応をしてもらえればと思います。

病院に関しては、もう1つ、最後ですけど、これ、入院患者に対して、当然、日々来られる外来の方と別で入院、入院も骨折その他で入院された方、それとまた別で、大変申し——言い方申し訳ないんですけども、いろんな体調悪くて、もう入院されて、最後までという方も何人かずっといらっしゃると思います。

私の叔父も去年の3月末に市立病院で最後看取っていただきましたけど、やはり、そのときの先生なり医師、それから職員、それから看護師さんの対応がいかにこの間が重要かと。当然、その私の叔父のいところになるんですけど、最後までよく見てもらったという言葉も出れば、やっぱりその周りの家族も非常にいいと思いますけど、やはりその対応がいかに重要か。

そしたら、市立病院だったらもっと、また言い方——またって言い方悪いけど、やっぱり入れば、最後までちゃんと親切にやっていただけるということがあると思うんですけど、その辺りについてのちょっと御回答がありましたらお願いしたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 清水病院事業管理者。

○病院事業管理者（清水良一君） 入院患者さんへの対応ということです。

市立2病院は、医師・看護師をはじめ、全ての職員が常に患者やその家族に寄り添った医療を提供することにより、市民の皆様から信頼され愛される、必要なときに最も身近な存在でなければならないと考えています。そのためにも、常日頃から丁寧で優しい声かけや分かりやすい説明を心がけるよう、接遇意識の向上について全職員に周知しております。

特に、来院時に最初に接することとなる受付等事務職員においては、毎年外部講師による接遇研修を行っております。

先日も、入院患者さんから医師の説明がとても分かりやすく、看護師の対応もとてもよかったとお褒めの言葉をいただいたと聞いております。

しかし、依然として接遇に対するいろいろな御意見をいただくこともあり、今後

も院内に設置していますサービス向上委員会を中心に、全職員に情報を共有し、その都度、接遇意識の向上に努めてまいりたいと思います——思っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） ぜひ、いろんな医師・看護師、職員の方々お願いしたいと思います。

ちょっと私、1つこれ、病院の職員の方で耳に挟んだんですけど、入院された方々が、お名前は言いませんけど、病院の職員の方を部屋に呼んで「市立病院は大分よくなったね、変わったね」というお言葉を職員の方が聞いたというお話を私耳にしたんですけど、もし、その辺りが、病院の関係者の方にお耳に入ったら教えていただきたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） そのことについては報告を受けておりますので、ちょっと順不同ですけど読み上げさせていただきます。

主治医の先生の対応がとてもよい、また、説明も分かりやすく、安心して治療を受けられた。以前とは異なり、今回、自分が入院するときも昔のイメージが強かったが、看護師をはじめ、病棟の職員の言葉遣いや態度が以前と全く違い、とてもよくなってるのに驚いた、おかげで気持ちよく入院させてもらっている。今回、手術を受けた際に、手術室の男性看護師がずっと話しかけてくれた、不安もやわらぎ、とても安心でき心強かった。せつかく近くによい病院があるので、退院したら、友達や地域の人に何かあれば市立病院を利用するようにと伝えるので、職員の人たちは大変でしょうがこれからも頑張ってもらいたいと様々な、これそれぞれ別の方ですけど意見をいただいて——お話をいただいています。非常にありがたいことだと思っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） ちょっと私、そこまでの件数をちょっと把握しておらなかったんで、すみません、ありがとうございます。

やはり、こういった言葉があることによって、病院もやはり受診したい、入院したいということが広がれば、病院の経営も大分よくなる方向にいくと思いますので、

ぜひ、引き続きお願いしたいと思います。

ただ、最後1つ、病院のこれ、受付とか会計の方ですけどちょっと聞きたいんですけど、請求書に領収書なり支払いに、例えば退院したときとか、それから看取った後、大変失礼な言い方ですけど、亡くなった後に病院の費用を払いに行ったときに、その辺り領収書、請求書見ると、この方が退院された、この方が亡くなったということが分かるという、何か印がついてるというのをお聞きしたことがありますので、その辺り、もしあれば、今後、支払会計の方で対応してもらったらと思って、これはあくまでも要望でございますので、すみませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、市民が気持ちよく受診できる病院として、患者の満足度を向上するためにも、ぜひ、いろんなことで病院事業管理者、院長はじめ職員の方、医師の方々と一生懸命頑張っ、いい方向での進め方をしていただけたらというふうに思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次は、危機管理ということで、私ももうずっと前から危機管理させてもらってまして、ちょっと文書読ませてもらいますと、近年、地球温暖化が影響していると思いますが、全国で大雨が降り、被害が発生しております。

美祢市においても、伊佐川・厚狭川の氾濫により、JR美祢線の住宅の浸水被害が各地で発生しています。特に厚狭川・麦川川の被害等も多く、県、市の予算で河川改修も進んでいます。

また、伊佐川に関しても、県の管理河川でありますが一昨年、伊佐各地での住居の床上・床下の浸水が発生しております。この原因は、伊佐北川堀越地区等の排水処理にも問題があると思います。この問題は、この地区の内水氾濫・外水氾濫が影響していると考えられています。

昨日の一般質問——質問でも同僚議員が一部お話しされてますけど、もう1件は、ここで2月1日に議員が議会報告会をやった際に、その地区の方々——方から同じく内水氾濫云々の質問を受けております。

この影響により、私も実際、一昨年被害っていうか、被害には遭ってませんが、体験しましたが、宇部マテリアルズと伊佐セメント工場からの私の地域において、河川の氾濫、ちょうど伊佐と大嶺町の境の川ですけど、その川が氾濫し、UBE三

菱の引込みセメントの線路が県道というか、美祢萩線の県道と同レベルの水位まで上がり、線路側は水が通り、正面からは、道路に水が浸水してきて、私の隣の家までが床下、私の家は高かったんですけど、私の川の下の方が床下ということで、本当に被害が実際に発生し、その川の水が最終的には美祢小型さんの事務所の前まで行って伊佐川に流れていったという状況で、それと丸喜のスーパーのところも、藤村内科のところもほぼ玄関の入り口まできてた、美祢グランドのほうも水が浸かったという状況が実際に発生しております。

こういう状況の中で、私としては、伊佐セメント工場付近から市役所方面への河川改修の要望を宇部土木事務所、美祢市長のほうに昨年提出させていただきました。その土木事務所からの回答が、しゅんせつについては、治水上、緊急性の高い箇所から優先的に実施しています。引き続き、予算確保に努めますという回答でございました。

当然、今の厚狭川、川が非常に優先的っていうのはよく分かりますけど、この辺り、当然、県の川ですけど、美祢市としての対応がもしありましたらお答え願いたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 戎屋議員の御質問にお答えいたします。

近年の集中豪雨は、短時間で河川を増水させ、本市では、平成22年7月豪雨に続き、一昨年の6月29日から7月1日にかけての梅雨前線豪雨により、大規模な道路や家屋、学校施設等への浸水、鉄道橋梁の流出など、甚大な被害が発生しております。

気候変動に起因する災害——豪雨災害の激甚化・頻発化が懸念される中、安全・安心のまちづくりを基本目標とする本市におきましては、市民の暮らしの安全と安心の確保を急ぐため、河川や道路など、公共土木施設の災害復旧に全力で取り組んでいるところであります。

昨日の岡山議員の質問でもお答えしておりますが、県によりますと、県の管理河川である厚狭川改修については、再度の災害を防止するため、川幅の拡幅や堤防の整備など、抜本的な河川改修を実施すると伺っております。

また、麦川川については、既に護岸や橋梁の災害復旧工事に着手されているところであります。

本市においては、浸水被害防止対策として、河川の流下能力を高め、洪水時の水位上昇を抑制することが最も効果的であることから、河川構造物等巡視点検や市民の皆様からの情報を参考に、緊急度、優先度を検討し、参考に、可能な限り立木の除去やしゅんせつ工事を実施しているところであります。

また、昨年11月に、県の管理河川に対して「河川災害防止と被災後の復旧支援」について、県知事宛てに要望書を提出したところであります。

要望の内容といたしましては、災害を未然に防止する必要性から厚狭川水系、厚東川水系、木屋川水系における早期しゅんせつや河川改修期間の圧縮と施設整備、さらには、河川沿いの企業やJR西日本が持続的な企業活動ができるよう要望したところであります。

伊佐川につきましては、浸水被害が発生した伊佐町北川地区から大嶺町国行地区にかけて土砂が堆積し、草木が繁茂している区間があるため、継続的な立木の除去やしゅんせつ工事などを進めていただくよう今後とも引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） ぜひ、市のほうからも県のほうにお願いしていただきたいと思いますし、私もまた改めて土木事務所への、また、議員としての要望があれば、その辺り、また再度要望書を提出していきたいと思っております。

で、もう1つ、次の質問ですけど、私もこの地球温暖化対策実施計画、これ私もメンバーに入っておるんですけど、その中で、市の取組として、自然災害の対策では、各種ハザードマップの危険推移の掲載や研修会で説明を実施しますというところで、ここに、確かに記載してあります。

で、私自身は何が申したいかというと、以前、私が議員のとき——以前って、今も議員ですけど、伊佐川のハザードマップがないんで作成をお願いしたいということをご質問させていただいてますけど、当然、今回こういった水害が発生したということですから、ぜひその辺りのこういった環境——温暖化にも掲載してありますように、このハザードマップについて、県のほうに要望していただければと思いますけど、その辺りいかがでしょうか。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 戒屋議員の御質問にお答えいたします。

洪水ハザードマップは、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、県が公表した洪水浸水想定区域図に、洪水予報の伝達方法や避難場所など必要な事項を掲載し、住民に周知するため作成するものであります。

本市における洪水ハザードマップは、水防法の規定に基づき、水位周知河川である厚狭川、厚東川、大田川について作成しているところであります。

こうした中、令和3年の水防法改正により、洪水浸水想定区域の対象が拡大されたことから、現在、県におかれましては、伊佐川においても洪水浸水想定区域図を作成中であると伺っております。

議員御質問の伊佐川洪水ハザードマップの整備については、今県が作成中である洪水浸水想定区域図が公表された後、速やかに洪水浸水想定を——想定に応じた避難方法等を住民等に適切に周知するためのハザードマップとして作成することとしております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、伊佐川についての状況分かりました。引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入ります。

美祢市の観光収入源は、観光集客が大きな要素となっています。

秋吉台・秋芳洞を中心に、また、世界ジオパークを目指す美祢市として、今後、山口県隣の市町と一緒にタイアップして、集客を増やしていくこととなっております。

その辺りで、せんだって、今、地域活性化委員会の中で、観光部会等がありまして、観光部会でもいろんな桃ノ木の露天掘り、それから長登銅山の上まで、洞穴の中まで入ったり、いろんなことで要望、今考えておりますけど。

まず1つ、私は、秋芳洞ほか二洞について、観光客は今から集客として増えていく、やっとコロナもなくなったんで、今年、来年ですが48万人ということで、今から50万人、60万人と増やしていく中で、その辺り、もしもということ——私どもはテニスをやるときは、当然スポーツ保険というのをかけておりますけど、その辺り、観光客に対しての、個人の事故は別ですけど、例えば、観光地のいろんな台の中で

の、その状況に応じてのもし事故が起きた場合の対応・対策、ジオパークもありますけど、その辺りちょっとお聞きさ——お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（村田弘司君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） 御質問にお答えいたします。

秋芳洞・大正洞及び景清洞をはじめとする観光施設、長登銅山文化交流館、化石採集場等の教育施設のほか、市が所有または管理しております施設については、定期点検の実施や職員の見回りによる目視での点検の徹底など、安全に、そして、安心して施設を利用していただけるよう適切な管理運営に努めているところでございます。

しかしながら、施設内での事故やけが等は、予測ができない要因から突発的に起こる事案が多く、施設の瑕疵や業務遂行上の過失が認められる場合に保険金の支払い対象となる全国市長会市民総合賠償補償保険に加入し、不測の事態に備えております。

一方で、施設の瑕疵や業務執行上の過失が認められない場合の事故やけが等に対応する保険については、加入していない状況となっております。

なお、ジオツアーや秋芳洞未公開エリアのケービングツアーなど、商品として販売する場合は、ツアーごとに主催者の責任において個別の保険に加入することとしております。

市が所有する——市が所有、管理している観光施設や主催イベントなどでの事故やけが等は、施設の瑕疵や業務遂行上の過失に起因するものか判断しにくい事案があることも承知しているところでございます。

引き続き、観光施設の安全管理には万全の対策を講じるとともに、事故やけがなど不測の事態に対応できるよう、関係職員の危機管理意識の向上や保険内容の拡充を調査検討するなど、危機管理の徹底による安全・安心な観光地づくりに努めてまいります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、保険について、全国市長会などいろんなことをお話聞きました。

やはり、こういった観光客に対して、やっぱり事故が起きてはいけませんけど、

起きたときの過失がどうかということは、非常に市の管理する施設であれば問題になると思いますし、先ほどジオツアーに関しては、それぞれ保険かけてるということで分かりましたけど、今後、観光客に対して、やはりそういった事故が起きない職員の指導、その他もいろいろあると思いますので、ぜひ、観光客が今からどんどん増えていくことを予測しておりますので、ぜひ、いろんなことで対応してもらえたらというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の質問になりますけど、今、全国っていうか、世界でも下水道の八潮に関しても、まさかそこまでなるというふうなことは、皆さん想定してなかったと思ひますけど、やっぱり起きてはいけません。起こる前の管理等がいろんなことで重要になってくると思ひます。

私の住んでるところも、もう家を建てて三十数年ですけど、下水の設備はもう40年近い前から下水の設備ができておりますし、国道沿いっていうか県道沿いには、私ども地元でも掃除してますけど、1.8メートルぐらいの真四角のコンクリートの水路があります。

その辺りで、美祢市で、新しく新設したところは別と思ひますけど、過去いろんなところでかなり年数がたっておりますけど、上下水道に関して、いろんなことでの耐用年数、その他について、維持管理がどうなってるかお聞きしたいと思ひます。

○副議長（村田弘司君） 早田上下水道局長。

○上下水道局長（早田 忍君） 近年、全国各地で水道管や下水道管の破損による事故が起きており、下水道管については、今年1月、他県において、下水道管の破損による道路陥没が発生しています。

これを受け、国から大規模な下水処理場を持つ自治体に対し、直径が2メートル以上の下水道管について、腐食等の異常により道路の陥没の恐れがないか、目視等による緊急点検を行うよう指示がされたところであります。

これにより、県内他市においては、合計が2メートル以上の下水道管について、目視等により点検を行っているとお聞きしていますが、本市においては、直径が2メートル以上の下水道管がないことから、国からの指示による点検等を行う必要はありません。

しかしながら、施設管理者として、安全を第一に考え、主要な道路に敷設している直径1メートル以上のコンクリート製の下水道管、延長1.9キロについて、マン

ホールと——マンホールから下水道管の腐食・破損状況、土砂の流入状況、道路面の異常の有無など目視による点検を行い、点検の結果、異常は確認されなかったところであります。

また、本市の浄化センターでは、流入水の水質を定期的に監視しており、下水道管に土砂が流入した場合は、流入水の変——流入水が変化することから、過去の水質データを確認したところ、変化は認められなかったところであります。

下水道管の維持管理については、腐食のおそれ大きいコンクリートの管路やマンホールの定期的な点検を行い、腐食のある可能性がある管路では、カメラによる調査を実施し、修繕が必要な場合に管路更生工事を実施しています。

次に、水道管についてであります。

本市における水道管の維持管理については、水道施設の管理を委託している事業者が市内を巡回点検の際、水道管が敷設してある道路等を通行し、道路面に異常がないか、漏水がないかなど、目視による点検を行っています。

また、上下水道局や浄水場では、各水道施設の運転状況など、水位・配水量などを監視しています。それらのデータから漏水が推定された区域においては、調査の上、漏水箇所の確認を行った後、速やかに水道管の修繕を実施しています。

老朽化した水道管については、優先順位をつけ、計画的に耐震性のある管路に布設替えを行っているところであります。

今後も、水道や下水道を安心・安全に利用していただけるよう、定期的に施設の点検・調査を行い、計画的な修繕・更新を実施し、施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 戒屋議員。

○8番（戒屋昭彦君） 今、上下水道の点検、維持についてよく分かりました。

実際的に2メートル以上というのは、実際、私ども前の下水というのはそんなに大きい管ではございません。しかし、今回、昨年と今年と対応していただきますと、やはりマンホールの周りがかかなり陥没っていうかそういったことも起きることによって、事故も起きてはいけませんので、その辺りがあつたら、私もまたいろんなところで見たら御連絡したいと思えますけど、いろんな対応していただきたいと思えます。

今後も、事故が起こらないように定期的な点検、その他の維持管理を行っていただきたいというふうに思って、要望して終わります。

以上で、今回2つの一般質問について私は終わります。いろいろ御回答ありがとうございました。

〔戎屋昭彦君 自席に着く〕

○副議長（村田弘司君） 以上で、本日予定された一般質問を終了します。残余の一般質問については、17日に行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時04分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月14日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃